

令和2年度～
令和6年度

第2期

知立市子ども・子育て支援事業計画

～ 知立（ともだち）づくり まちづくり 未来づくり ～



知立市マスコットキャラクター
ちりゅっぴ

令和2年3月
知立市

はじめに

知立市では、出産や子育てに関する様々な不安や負担を軽減するとともに、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つ環境づくりを総合的に推進するため、子育て支援施策の推進に取り組んでまいりました。

また、平成 24 年 9 月には、子どもの権利を保障し、子どもにやさしい、夢を育むことのできるまちの実現を目的として「知立市子ども条例」を制定し、その基本理念に基づき、出産期、乳児期、幼児期、学童期、青少年期を通じ、健康、子育て、教育などについて、家庭・地域・学校と連携しながら子どもを豊かに育み、子どもの活力を地域の活力につなげ、知立市を将来にわたり輝くまちにしていくために取り組んでまいりました。

その後、平成 27 年度に新たな子育て支援制度として創設された「子ども・子育て支援新制度」のもと、地域の子ども・子育て支援の充実などの目標を計画的に達成していくため、「知立市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えてまいりました。

このたびは、「知立市子ども・子育て支援事業計画」が最終年度を迎えることから、新たに、「第 2 期 知立市子ども・子育て支援事業計画」を策定した次第です。

この計画は、「知立（ともだち）づくり まちづくり 未来づくり」を基本理念に掲げ、子どもの権利を尊重し、保護者をはじめとした地域の大人が力を合わせて子どもたちを支え、子どもにやさしいまちづくりを総合的に推進することを目指したものです。

この計画に基づき、喫緊の課題である待機児童の解消や子ども・子育て支援の更なる充実を図ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定に当たり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、教育・保育関係者の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました知立市子ども・子育て会議委員の皆様ならびに関係各位に、心からお礼申し上げますとともに、この計画の着実な実施のため、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

知立市長 林 郁 夫



目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨と背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
第2章	子ども・子育てを取り巻く現状	4
1	知立市の子ども・子育てを取り巻く現状	4
2	第1期計画と市民アンケート結果	9
第3章	計画の基本的な考え方	12
1	基本理念	12
2	基本目標と計画の横断的視点	13
3	施策体系	15
第4章	子ども・子育て支援施策の展開	16
基本目標1	子育て・子育て支援の充実	16
基本目標2	母子の健康の確保と増進	24
基本目標3	職業生活と家庭生活との両立の推進	30
基本目標4	子どもの権利の保障と健全育成への支援	31
基本目標5	きめ細かな取り組みが必要な家庭や子どもへの支援の充実	34
第5章	量の見込みと確保の内容	40
1	目標事業量の設定	40
2	教育・保育事業の量の見込みと確保の内容	43
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	45
第6章	推進体制	53
1	計画の推進に向けて	53
2	計画の評価・検証	53
資料編		54
1	知立市子ども・子育て会議条例	54
2	知立市子ども・子育て会議委員名簿	56
3	策定経過	57
4	アンケート結果の概要	58
5	知立市子ども条例	76

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景 ●●●●●●●●●●●●●●●●

様々な要因からわが国の少子化は進行しています。また、近年では女性の社会進出が進み、待機児童が発生するなど、低年齢児からの保育ニーズが高まっています。核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、子育てに関する助言や支援を得ることが困難な家庭も増加しており、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

国では、少子化対策を総合的に進めるため平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。次世代を担う子どもたちの育成を支援するための様々な事業を展開してきましたが、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

また、平成 28 年 6 月に「児童福祉法」が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。

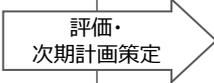
さらに、令和元年 10 月より、重要な少子化対策の 1 つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化が実施されました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育・保育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

知立市（以下、「本市」という）では、これまで「知立市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（平成 22 年 3 月策定）、「知立市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年 3 月策定）に基づき、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

このたび、「知立市子ども・子育て支援事業計画」が、令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

3 計画の期間 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画の最終年度である令和6年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

平成30 2018	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	
	第1期	第2期知立市子ども・子育て支援事業計画							
							次期計画		

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 知立市の子ども・子育てを取り巻く現状 ●●●●●●●●

(1) 人口の状況

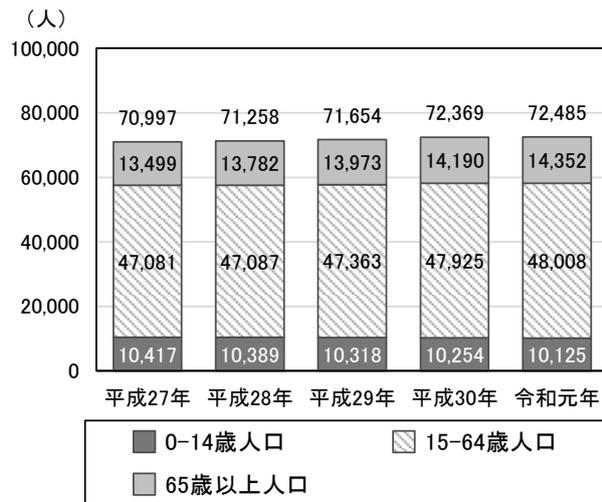
本市の人口は増加傾向にあり、令和元年では72,485人となっています。

年齢3区分別人口について平成27年と令和元年を比較すると、年少人口（0～14歳人口）は減少傾向となっていますが、生産年齢人口（15～64歳人口）、高齢者人口（65歳以上人口）は増加傾向となっています。

年齢3区分別人口割合はどの区分もほぼ横ばいですが、年少人口割合は年々微減しています。

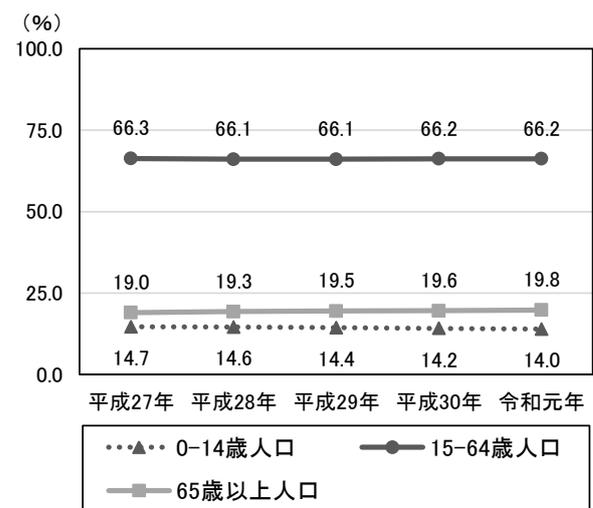
人口ピラミッドをみると、男女とも45～49歳が最も多くなっています。また、65歳以下は女性よりも男性の人口が多い構造となっています。

■年齢3区分別人口の推移



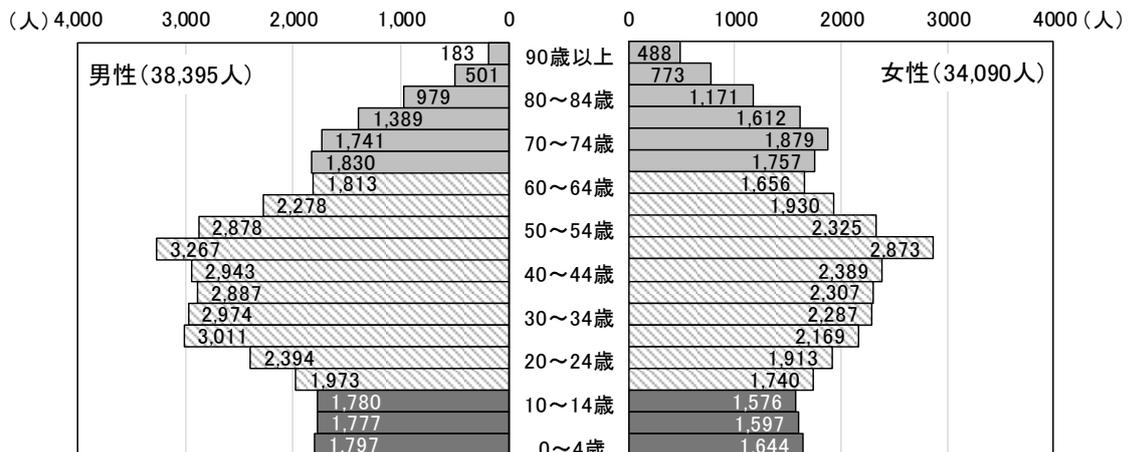
資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

■年齢3区分別人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

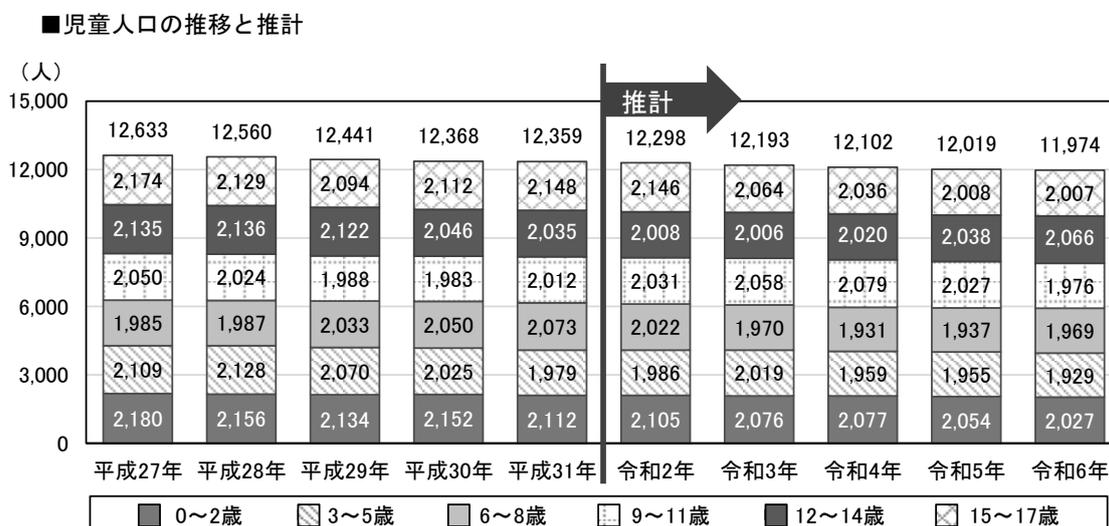
■人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和元年10月1日時点）

(2) 児童人口の推移と推計

本市の児童人口の推移をみると年々減少し、平成31年では12,359人となっています。令和2年以降の推計をみても、児童人口は減少する見込みとなっており、令和6年には11,974人になることが予想されています。

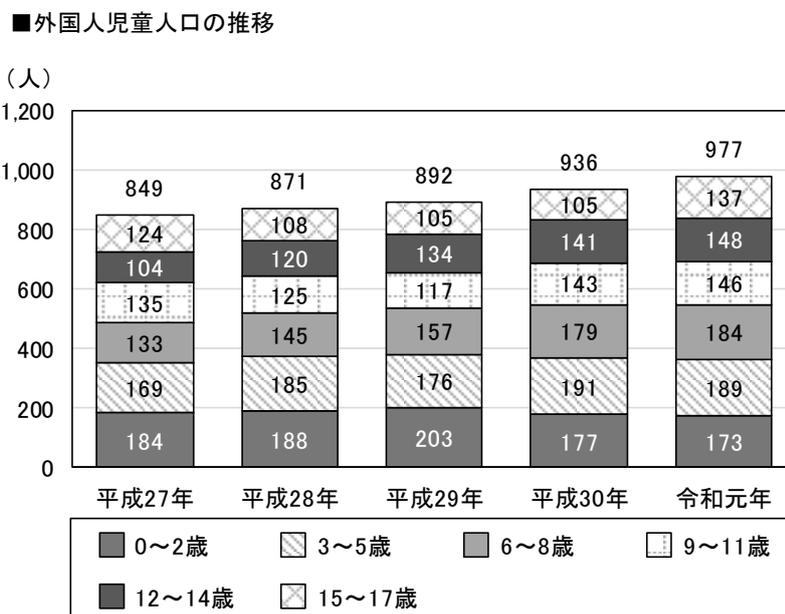


資料：平成27～平成31年…住民基本台帳（各年3月末時点）
令和2～令和6年…コーホート変化率法により算出

注) コーホート変化率法：各コーホート（同年または同期間）の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

(3) 外国人児童人口の推移

本市の外国人児童人口の推移をみると増加傾向にあり、令和元年では977人となっています。特に6～8歳の人口が増加しています。

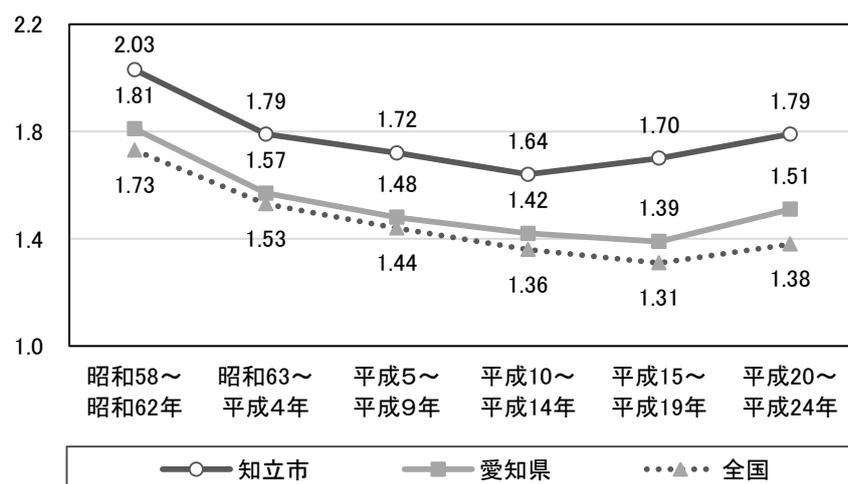


資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

(4) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率の推移をみると、平成 10～平成 14 年まで減少傾向が続いていましたが、それ以降は増加に転じ、平成 20～平成 24 年では 1.79 となっています。愛知県・全国と比較すると高い数値で推移しています。

■合計特殊出生率の推移



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

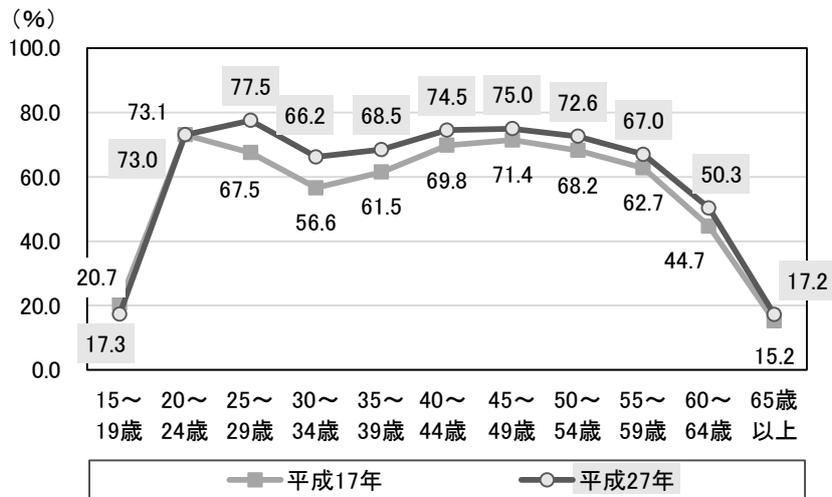
(5) 女性の就労状況

本市の女性における年齢階級別労働力率をみると、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描いており、M字カーブの底は30～34歳となっています。

平成17年と比較すると、25歳以上の女性の労働力率は増加しており、M字カーブの谷も浅くなっています。

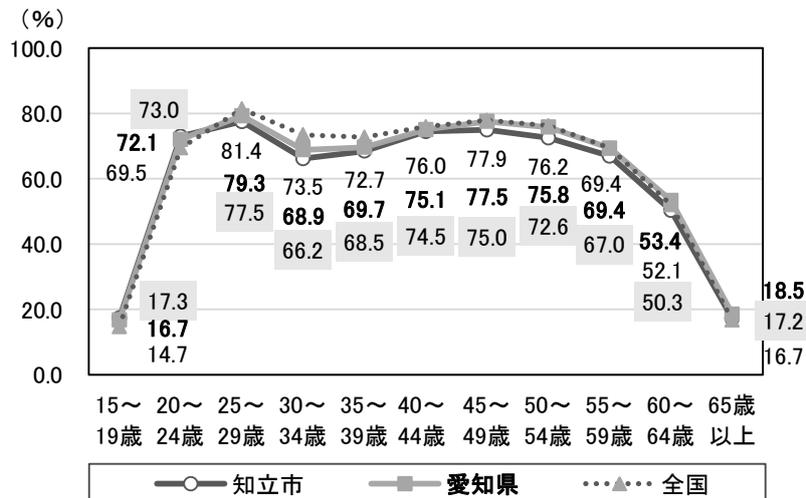
また、愛知県・全国と比較すると、25歳～64歳までは最も低い数値で推移しています。

■女性の年齢階級別労働力率の推移



資料：国勢調査

■女性の年齢階級別労働力率【愛知県・全国比較】



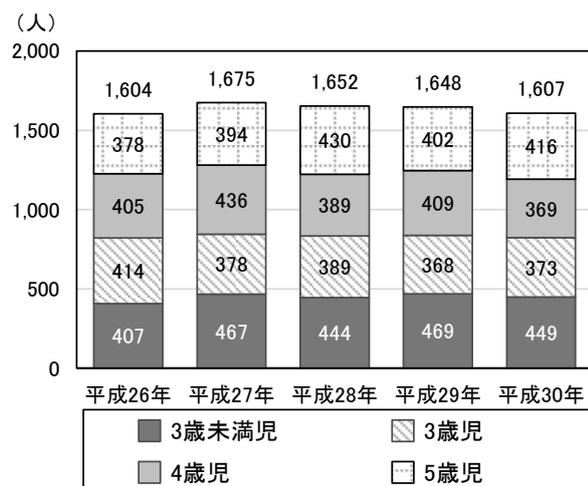
資料：国勢調査（平成27年）

(6) 保育所・幼稚園の状況

保育所児童数の推移をみると、年により増減がありますが、1,600人前後で推移しており、平成30年では1,607人となっています。平成26年と平成30年の値を年齢別にみると、3歳未満児、5歳児は増加していますが、3歳児、4歳児が減少しています。

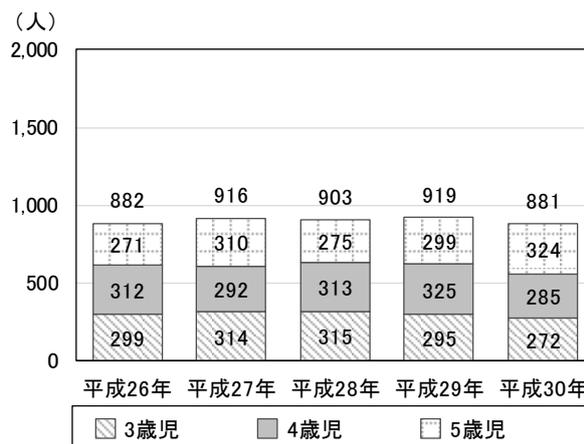
幼稚園児童数の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しており、平成30年は881人となっています。

■保育所児童数の推移



資料：知立の統計（各年4月1日時点）

■幼稚園児童数の推移



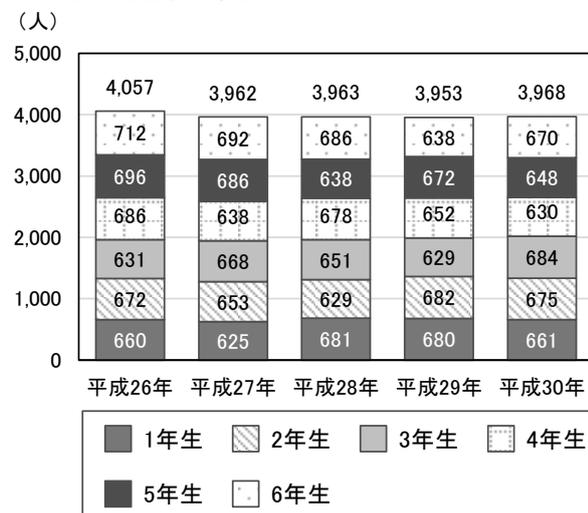
資料：知立の統計（各年5月1日時点）

(7) 小中学校の状況

小学校児童数の推移をみると、平成27年以降はほぼ横ばいですが、平成26年と平成30年を比較すると減少傾向にあり、平成30年では3,968人となっています。

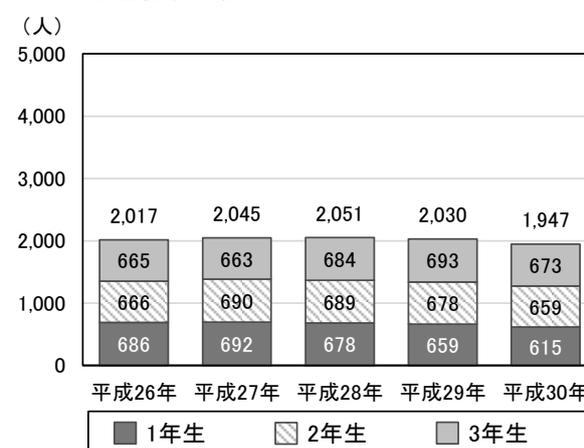
中学校生徒数の推移をみると、平成28年以降減少傾向にあり、平成30年では1,947人となっています。

■小学校児童数の推移



資料：知立の統計（各年5月1日時点）

■中学校生徒数の推移



資料：知立の統計（各年5月1日時点）

2 第1期計画と市民アンケート結果 ●●●●●●●●●●

注：アンケート結果の概要は資料編 58 ページに掲載しています。

第1期知立市子ども・子育て支援事業計画では、保護者をはじめとした地域の大人が力を合わせて子どもたちを支え、子どもにやさしいまちづくりを推進するという思いを込めた基本理念「知立（ともだち）づくり まちづくり 未来づくり」の達成に向け、「子育て支援の充実」、「母子の健康の確保と増進」、「職業生活と家庭生活との両立の推進」、「きめ細かな取り組みが必要な家庭や子どもへの支援の充実」の4つの基本目標を掲げ、子ども・子育て支援施策として様々な事業を展開してきました（97事業）。

第1期計画における子ども・子育て支援施策を講じた現状について、本市で子育てをしている保護者の子育てに関する意識や事業の利用状況等のアンケート調査を実施しました。

基本目標1 子育て支援の充実

地域における子育て支援サービスの充実、保育サービスの充実、教育・保育の質の向上と体制の整備、子育て支援のネットワークづくりに取り組みました。

アンケート結果によると、保護者の大半が子育ては楽しいと回答していますが、数パーセントながら、子育てが楽しいと感じられない人もみられます。地域で子育てをするすべての人が、子育てを楽しいと感じることができるよう、子育ての負担感や孤立感を軽減していくことが求められます。

また、大半の保護者が、子育てがしやすいまちの要素として「地域のつながり（ネットワークや団体）」が必要と感じています。今後も継続して地域の子育て支援サービスの充実を図り、子育てに関する情報提供を行うとともに、必要な支援につなげていく必要があります。

子育てに関する相談先としては、「祖父母等の親族」、「友人や知人」の回答が大半を占めています。就学前児童の保護者のうち、公的機関である「子育て支援センター、児童センター等」に相談する人は増加していますが、その割合は全体の約2割となっており、身近な地域で育児不安についての専門的な相談ができるよう、引き続き相談窓口の周知や利用しやすい環境整備に努める必要があります。

そのほか、中高生の保護者の子育ての悩みとしては「子どもの学力に関すること」、「子どもの進学や進路に関すること」が上位を占めており、学習環境の整備の必要性が高くなっています。

本市における子育ての環境や支援への満足度をみると、就学前児童の保護者では「公園など、身近な子どもの遊び場の充実」が最も高くなっています。一方で小学生児童の保護者ではその満足度が低くなる傾向があります。公園や児童センターなど、身近な場所で幅広い年代の子ども達が安全に遊ぶことができるよう、引き続き環境を充実させていく必要があります。また、「犯罪などの少ない安心できる地域環境」の満足度は低くなっており、子どもたちが地域で安心安全に暮らすことができる環境づくりを推進していく必要があります。

重要度をみると、就学前児童の保護者では「保育サービスの充実」の重要度が高い傾向にあるため、継続して保育サービスの充実に向けて努めていく必要があります。

基本目標 2 母子の健康の確保と増進

安心安全な妊娠・出産の支援、子どもの健康の確保と育てにくさに対する支援の充実、思春期保健対策の推進に取り組みました。

アンケートの結果によると、本市における子育ての環境や支援への満足度は、就学前児童の保護者と小学生児童の保護者では「妊娠・出産・育児期の健診の利便性」、「地域における小児医療サービスの利便性」の満足度が高い傾向にあり、重要度も高いことから、今後も継続して安心安全な妊娠・出産の支援や子どもの健康の確保に努めていく必要があります。

また、就学前児童の保護者の子育ての悩みとしては「子どもの病気や発育・発達に関すること」、「子どもの食事や栄養に関すること」が上位を占めており、子どもの病気や発育・発達、栄養などに関する悩みについて、引き続き家庭訪問や育児相談を通じて保護者の悩みや不安に寄り添うとともに積極的な情報発信が求められています。

近年、子どもと子育て家庭をめぐる問題は多様で複雑になっているため、安心して妊娠・出産を迎え、ゆとりを持って子どもを育てることができるよう、相談者一人ひとりの状況を丁寧に受け止めながら、妊娠期から出産・子育て期と、切れ目のない相談支援を行っていく必要があります。

基本目標 3 職業生活と家庭生活との両立の推進

多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等、仕事と子育ての両立の推進に取り組みました。

アンケート結果によると、共働き世帯が増加するなか、5年前に比べ、就学前児童、小学生児童ともにフルタイム就労の母親が増加しており、そのうちの7割以上が出産後もフルタイム就労を続けたいと回答しています。仕事と子育てを両立する上で職場に期待することとしては、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者とも「急な休暇がとれる制度や職場環境」が最も高く、約8割となっています。その他は「職場の上司や同僚の子育てに対する理解や協力」、「フレックスタイム制・時短勤務などの柔軟な働き方」の回答が多くなっています。また、就学前の母親の育児休業取得率は4割以上となっているのに対し、父親は数パーセントにとどまっています。その理由としては、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「仕事が忙しかった」が上位を占めています。

出産期にある女性が安心して出産できるよう、また男女ともに仕事と家庭の両立ができるよう、多様な働き方の推進や男性が育児休業取得することへの理解促進など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりが求められています。

基本目標 4 きめ細かな取り組みが必要な家庭や子どもへの支援の充実

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭・生活困窮家庭等における日常生活支援・就労支援・経済的支援等の充実、障がい児の生活や保健福祉施策の充実に取り組みました。

アンケート結果によると、中高生の保護者の3割以上が子どもからいじめ等の相談を受けたことがあると回答する一方で、相談を受けた保護者の1割以上が、特に対応をしなかったと回答しています。いじめの問題は、不登校やひきこもり、自殺につながるケースもあるため、学校、家庭、関係機関等の連携を図りながら、引き続き相談体制の整備を進めていく必要があります。

近年、子どもの貧困や児童虐待は、大きな社会問題となっています。生活困窮家庭の子どもへの支援とともに生活困窮家庭やひとり親家庭の経済的自立に向けた支援を引き続き進めていく必要があります。また、子どもの権利を保障し、健全な育成を支援していくため、子どもの権利擁護の取り組みを推進するとともに、児童虐待の防止、早期発見・早期対応を引き続き行っていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての子どもは、生まれながらにして一人ひとりがかげがえのない大切な存在であり、子どもが健やかに育つためには、子どもの権利が守られなければなりません。

本市では、平成24年10月1日に、子どもの権利を守り、子どもにやさしい、夢を育てることのできるまちを目指し「知立市子ども条例」を制定しました。

「知立市子ども条例」では、子どもがひとりの人間として育ち、学び、生活していくうえで守られるべき、「自分らしく生きる権利」、「安心して生きる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」の4つの大切な権利を保障しています。

また、「知立市子ども条例」では、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するために、子育て家庭への支援、子どもの虐待の予防などに関する取り組み、育ちの場と機会の提供の取り組みなどを行っていくことを定めています。

近年は、世帯の小規模化の進行や共働き世帯の増加など、子ども・子育てを取り巻く状況が変化する中で、家庭だけで子育てを行うことが難しくなっており、子育ての不安感・負担感が増大しています。また、そういった子育ての孤立化や貧困などの問題を背景に、児童虐待が大きな社会問題となっています。

子どもを育てることは、第一義的にはその保護者の責務ですが、子どもは地域社会の宝であり、かけがえのない大切な存在です。子育ての環境が大きく変化する中、地域全体で子どもの成長を見守るとともに、地域や社会が保護者に寄り添いながら子育てを支援していくことが必要です。

本計画により子ども・子育て支援を充実していくにあたっては、「知立市子ども条例」に定める子どもの権利を尊重し、保護者をはじめとした地域の大人が力を合わせて子どもたちを支え、子どもにやさしいまちづくりを推進するという思いをこめて、第1期計画の基本理念を継承し、「知立（ともだち）づくり まちづくり 未来づくり」を基本理念とします。

基本理念

知立（ともだち）づくり まちづくり 未来づくり

2 基本目標と計画の横断的視点 ●●●●●●●●●●

(1) 基本目標

基本理念に基づき、本市の子ども・子育て支援施策の充実を図るために、5つの基本目標を掲げます。

基本目標1. 子育て・子育て支援の充実

子育てをしているすべての家庭が安心して地域で子育てをすることができるよう、地域における多様な資源や人材を活用し、行政と地域が一体となって様々な子育て支援の推進を図るとともに、保護者の働き方に応じた多様な保育サービスの充実を図ります。

また、子ども一人ひとりの個性を大切にしながら、その育ちを支援するため、教育・保育のさらなる質の向上を目指すとともに、子どもが安心安全に暮らせる環境整備に取り組みます。

施策の方向性	(1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 教育・保育の質の向上と体制の整備 (4) 子育て支援のネットワークづくり (5) 子どもの安全の確保
--------	---

基本目標2. 母子の健康の確保と増進

安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、妊娠期から出産・子育て期にわたる母子の健康づくりへの支援や思春期の子どもの心身の健康づくりへの支援に取り組みます。

また、保護者がゆとりを持って健やかに子どもを育てることができるよう、妊娠・出産・育児に対する不安を和らげるための情報提供や相談体制の充実を図ります。

施策の方向性	(1) 安心安全な妊娠・出産の支援 (2) 子どもの健康の確保と子育て期の親に寄り添う支援の充実 (3) 思春期保健対策の推進
--------	---

基本目標3. 職業生活と家庭生活との両立の推進

共働き世帯が増加する中、保護者がともに仕事と家庭を両立し、しっかりと子どもに向き合い、家庭で協力して子育てができるよう、地域や事業所との連携の推進を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた基盤づくりに取り組みます。

施策の方向性	(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりの推進
--------	---------------------------------

基本目標 4. 子どもの権利の保障と健全育成への支援

子ども一人ひとりが尊重され、すべての子どもの権利が保障されるよう、人権意識の醸成を図るとともに、緊急の課題である児童虐待の防止やいじめ・不登校対策等に向けて、関係機関との情報共有や連携の強化を図ります。

施策の方向性	(1) 子どもの権利の保障 (2) 子どもに寄り添った支援の充実
--------	-------------------------------------

基本目標 5. きめ細かな取り組みが必要な家庭や子どもへの支援の充実

ひとり親家庭、生活困窮家庭、外国人家庭、障がいのある子どもがいる家庭など、特にかかわりや養育支援が必要な親子が安心して暮らせるよう、それぞれの家庭や子どもの状況に応じたきめ細かな支援の充実を図ります。

施策の方向性	(1) ひとり親家庭への支援等の充実 (2) 生活困窮家庭への支援等の充実 (3) 外国人家庭への支援等の充実 (4) 障がい児の生活や保健福祉施策の充実
--------	--

(2) 計画の横断的視点

核家族化や地域のつながりの希薄化など子育てを取り巻く環境が変化中、子育て世代が地域で安心して子育てができるよう、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援」の視点から、子ども・子育て支援施策の充実を図っていきます。

にじいろニコニコ事業

本市では、通称「にじいろニコニコ事業」として、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行っています。

子どもたち一人ひとりが健やかに成長することができる地域社会の実現のため、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を目指し、子育て家庭の様々なニーズに対して総合的な相談支援を提供するワンストップの窓口機能を持つ拠点」として「子育て世代包括支援センター」を整備することが、平成 26 年に閣議決定されました。

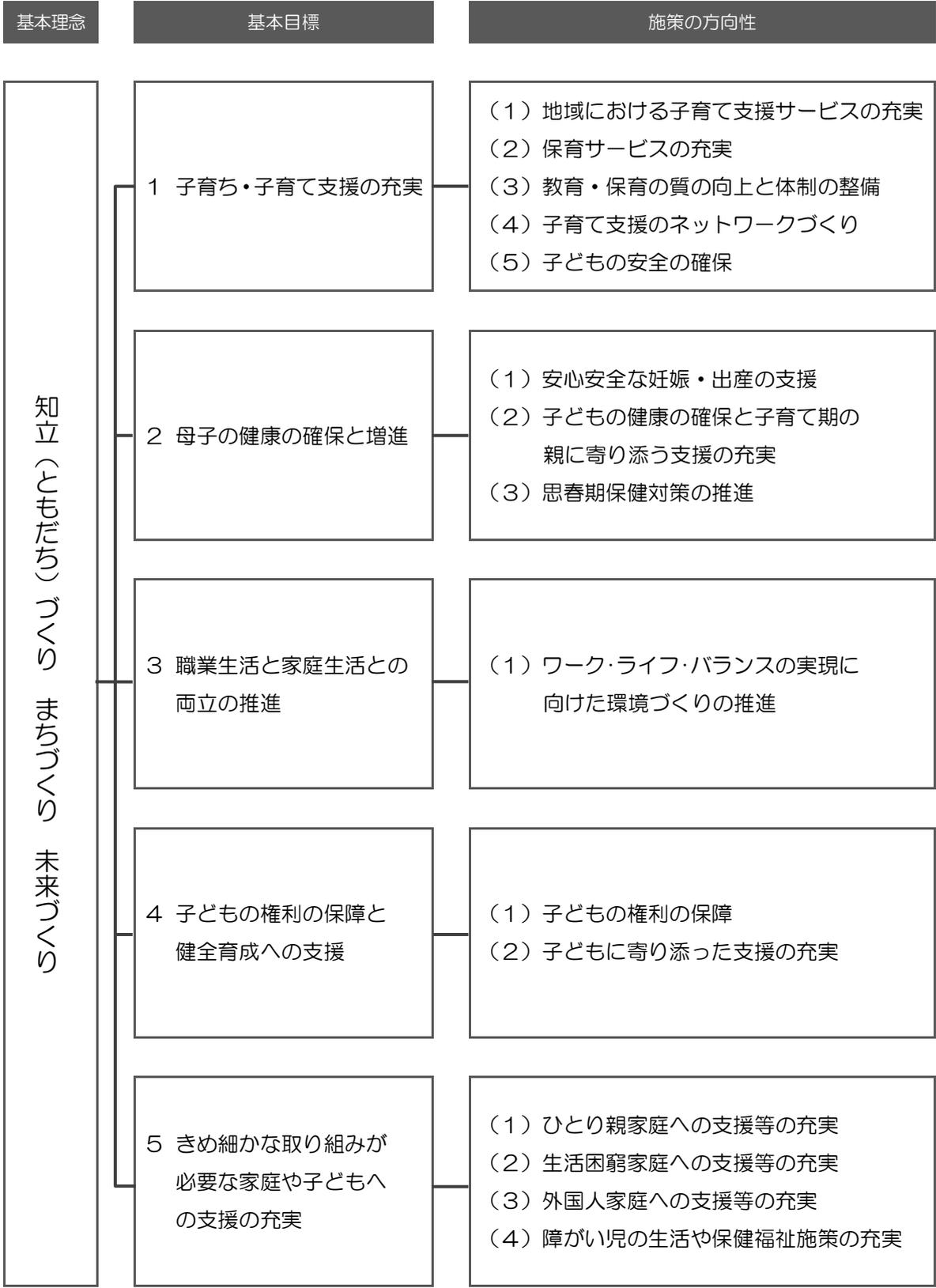
知立市では、平成 28 年度より保健センターにおいて、母子保健コーディネーターが妊娠届出時からの相談支援を行う「利用者支援事業（母子保健型）」を開始しました。

翌平成 29 年度からは子育て支援センターにおいて、子育て支援コーディネーターが地域における多様な子育て支援サービス情報を提供し相談支援を行う「利用者支援事業（基本型）」を開始しました。

本市ではこのように、保健センターと子育て支援センターがともに連携しながら、子育て世代包括支援センターとして子育て家庭への支援体制を整えています。

★知立市における「子育て世代包括支援センター」とは実施場所を示すものではなく、通称「にじいろニコニコ事業」として「妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援」を確保する機能を持つ「仕組み」のことを指します。

3 施策体系 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●



第4章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1 子育て・子育て支援の充実

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

地域で子育てがしやすいように、交流の場や相談窓口を設けるなど、地域における子育て支援の充実を図ります。

また、これらの事業を有効に活用してもらうために、子育て・子育て支援に関する情報提供を行っていきます。

①地域の子育て力の向上（★追加事業）

事業名	事業内容	担当課
子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）	・子育て家庭を対象に、育児講座を毎月開催するとともに、育児相談や子育てサークルの支援を行います。（各子育て支援センター（中央・来迎寺・南）で実施） ・中央子育て支援センターを中核施設として位置づけ、地域の社会資源との連携・協力のもと、子育て中の親子が安心して遊ぶ中で交流しあう場の提供、育児相談、情報提供等を行います。	子ども課
子育て相談の充実	・子育て支援センター、保育所、児童センターにおいて来所や電話、メールによる子育て相談や子育てに関する情報提供を行います。 ・子育て支援センター、保健センター、保育所、児童センターの連携のもと、子どもやその保護者等に対し必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。	子ども課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	・保護者が病気やその他の理由により、一時的に子どもの養育が困難になった場合に、乳児院、または児童養護施設において子どもを養育します。 ・より多くの利用ニーズに応えることができるよう、委託先の確保に努めるとともに、子育て支援センターや児童センター等に情報提供を行い、事業の周知に努めます。	子ども課
大学との地域連携の推進★	・保育士を養成する大学等と、人的・知的資源の交流や物的資源の活用など多様な分野で協定を結び、連携・協力を行います ・学生の実習機会の増加などにより、保育人材の確保と地域の保育の質の向上を図ります。	子ども課

事業名	事業内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育てを援助してほしい方」と「子育てを援助したい方」が助け合い子育てを行う会員組織であるファミリー・サポート・センター事業の活動を支援します。 ・会員登録や連絡調整を行い、会員でない市民にも交流会や研修会の参加を募ることで事業の周知を図り、援助会員の拡充に努めます。 	子ども課

②子どもの居場所づくりの推進（★追加事業）

事業名	事業内容	担当課
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健全な育成を図るため、放課後に留守家庭となる小学生（小学1年生～6年生）を対象に遊びや生活の場を提供します。 ・夏休み等の長期学校休業日の運営についても充実を図ります。 	子ども課
放課後子ども教室	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象に、放課後の安心安全な居場所を提供し、学習・体験・交流活動を行います。（7小学校区すべてで実施） ・各学校との連携を密にし、各教室の現状を踏まえながら安心安全な居場所となるように努め、それぞれに適した活動を充実させます。 	学校教育課
放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の場所で放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業を実施している学校区では、両事業の連携を深めることで、親の就労状況にかかわらず、すべての小学生が放課後子ども教室のプログラムに参加できる体制を整備します。 	子ども課 学校教育課
放課後対策事業の運営に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後対策の総合的な推進に向けて、関係各課の連携を深め、子どもにとってよりよい居場所を確保できるよう、放課後児童の居場所運営委員会を開催し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の相互理解と連携を深めます。 ・子どもたちに安心安全な場所を確保するために、教育委員会と福祉部局が連携し、小学校の余裕教室の活用方法などについて検討を行います。 	子ども課 学校教育課 教育庶務課
地域における学びの場の提供★	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健全な育成を図るため、児童センターなどに自主学習スペースを設け、中高生の放課後の居場所づくりに努めます。 	子ども課

③児童厚生施設、公園など子どもの遊び場の充実

事業名	事業内容	担当課
児童センター・児童遊園の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健全な育成を目的に、子どもが自由に遊び、話し合い、多くの仲間とふれあいながら、楽しく過ごせる場（児童厚生施設）を提供し、センターまつりやお茶会などの各種イベントを通じて、異年齢児交流を推進します。 ・児童遊園のトイレのユニバーサルデザイン化を検討するとともに、既存施設の点検・整備を定期的に行い、安全性の確保を図ります。 	子ども課
公園の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・公園用地や土地区画整理事業地内の公園を整備するとともに、既設の公園遊具等の維持管理を行い、環境の整備に努めます。 	都市計画課

④すべての子育てに関する情報提供（★追加事業）

事業名	事業内容	担当課
子育てガイドブックの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援情報を総合的にまとめた子育てガイドブック（日本語版、ポルトガル語版、英語版）を作成します。 ・常に最新の情報を提供することができるよう、毎年度見直しを行うとともに、必要に応じて、ポルトガル語版、英語版以外の外国語版の作成を検討します。 ・子育て世帯すべてに必要な情報が行き渡るよう、ガイドブックの啓発に努めます。 	子ども課
多様なメディアを通じた情報発信★	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代の生活スタイルが変化していること、情報源が多様化していることを踏まえ、多様なメディアを活用して情報発信を行います。 ・子育て世帯に広く情報が行き渡るよう、より効果的な情報発信方法を検討します。 	子ども課

（２）保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応するため、保育内容の充実を図るとともに、保育施設の整備を進め、ソフトとハードの両面で保育サービスの充実に取り組みます。

①保育内容の充実

事業名	事業内容	担当課
延長保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の仕事等の都合で、通常の保育時間を超えて保育が必要な場合に、保育所等で引き続き子どもを預かります。 	子ども課

事業名	事業内容	担当課
乳児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な保育ニーズに対応するため、産休明けの乳児保育を実施します。 ・対象施設や定員の拡充を図り、受け入れ体制を整備します。 	子ども課
休日保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日・祝日に保護者の仕事等により、家庭での保育ができない場合に、保育所等で子どもを預かります。 	子ども課
一時保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の傷病・入院等の事情で緊急的・一時的に子どもの世話が困難になった場合に、保育所等で子どもを預かります。 ・対象施設や定員の拡充を検討します。 	子ども課
統合保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所において、軽・中度の障がいがある子どもを受け入れ、障がいのない子どもと一緒に保育する統合保育を実施します。 ・よりよい保育を提供するため、他機関の受け入れ等、事業の拡充を検討します。 	子ども課
病児・病後児保育事業（施設型）	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが病気または病気の回復期で、集団保育が困難であり、保護者の仕事等により家庭でも保育ができない場合に、医療機関併設施設で子どもを預かります。 	子ども課
保育所広域入所	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の里帰り出産等の都合で他の市町村の保育所への入所を希望する場合、該当の市町村と広域入所の協議を行います。 ・里帰り出産等の都合で他の市町村の保育所への入所を希望する保護者の支援を行います。 	子ども課
保健師巡回指導事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中央子育て支援センターを拠点として、保健師が各保育所等を巡回し、乳児の離乳食面接や子どもの健康相談、障がいのある子どもの対応についてのアドバイスなど、乳幼児への適切な指導を行います。 	子ども課
保育所地域活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に開かれた保育所を目指し、世代間交流や異年齢児交流等の行事を通して、地域との交流を図ります。 ・各保育所において、地域の特性を活かした交流事業を実施します。 	子ども課
幼児教育・保育の無償化★	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての経済的負担の軽減を図るため、保育所等を利用する3～5歳の子どもにかかる保育料の無償化を行います。（住民税非課税世帯については0～2歳も無償化の対象） ・私立幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園）や認可外保育施設に在籍する子どもの保育料等については、施設等利用給付により無償化を行います。（上限あり。認定が必要） 	子ども課

事業名	事業内容	担当課
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施★	・必要に応じて県へ幼稚園や認可外保育施設等の運営状況、監査状況等の情報提供を要請するほか、立入調査への同行依頼、関係法令等に基づく是正指導等の協力をする事で、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に努めます。	子ども課
副食費に係る補足給付★	・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所等に対して保護者が支払う費用の一部についての助成を行うことで、保護者の経済的負担を軽減します。	子ども課

②保育施設の整備（★追加事業）

事業名	事業内容	担当課
保育所の施設整備	・老朽化が進む保育施設を把握し、既存施設の環境整備を行います。 ・「知立市公共施設保全計画」に基づいて計画的な保全工事を行います。	子ども課
待機児童解消対策事業★	・待機児童解消に向けて、施設の拡充を図ります。 ・保育士の確保や施設の整備を行うとともに、市内の企業主導型保育所との連携方法を検討し、保育ニーズに対応した入所枠の確保に努めます。	子ども課

（３）教育・保育の質の向上と体制の整備

子ども一人ひとりの個性を尊重した質の高い教育・保育の提供体制の充実を図るため、教育・保育事業の質の向上に努めるとともに、教育と保育の一体的な提供を進めます。また、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、保育所、幼稚園と小学校等への円滑な接続を図るため、関係機関との連携に努めます。

①教育・保育の質の向上（★追加事業）

事業名	事業内容	担当課
保育士研修事業	・各種研修への参加により、保育士の資質の向上に努めます。 ・保育所や小規模保育事業所、認可外保育施設、幼稚園との研修の連携について研究します。	子ども課
保育施設等巡回指導★	・教育・保育に関する専門性を有する指導的立場の職員を配置するとともに、専門の職員による巡回指導等により教育・保育の質の向上に努めます。	子ども課

事業名	事業内容	担当課
幼稚園教諭・保育士の人材確保★	<ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善や採用方法など効果的な人材不足への対応策について、各施設の代表者との意見交換の機会を設けるとともに、幼稚園教諭や保育士を養成する大学等との連携を深め、人材の確保を図ります。 ・保育士不足により保育の受け入れ枠が減ることがないように、人材確保に努めます。 	子ども課
第三者評価制度	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの質について、第三者機関による専門的・客観的立場からの評価を行います。 ・全保育所での第三者評価事業の実施に努めます。 	子ども課

②教育・保育提供体制の整備

事業名	事業内容	担当課
1歳児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士1人が保育する1歳児の人数について、市独自の基準を設け、保育の質の向上を図ります。 ・保育の質と安全な保育環境が確保できるよう、待機児童の状況等を踏まえながら提供体制を整備します。 	子ども課
就学前の教育・保育施設等代表者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所、小規模保育事業所の代表者から構成する「就学前の教育・保育施設等代表者会議」を開催し、意見聴取や情報交換を行います。 ・会議を通じて意見聴取や情報交換を行い、就学前の教育・保育の質の向上を図ります。 	子ども課

③教育・保育提供事業者への支援

事業名	事業内容	担当課
1歳児保育事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士1人が保育する1歳児の人数について、市独自の基準を設け、保育の質の向上を図ります。 ・保育の質と安全な保育環境が確保できるよう、待機児童の状況等を踏まえながら提供体制を整備します。 	子ども課
私立幼稚園振興費補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園の運営内容や子どもの処遇向上を図るため、食育の推進や幼稚園行事の実施にかかる費用の一部を補助し、教育の質の確保に努めます。 	子ども課

④認定こども園への移行支援（★追加事業）

事業名	事業内容	担当課
認定こども園の普及促進★	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に行う認定こども園の制度について普及に努めるとともに、認定こども園への移行を希望する施設に対し、相談支援を行います。	子ども課

⑤保育所・幼稚園と小学校等の連携（★追加事業）

事業名	事業内容	担当課
保育所・幼稚園と小学校等の連携★	保育所・幼稚園から小学校への円滑な接続を図るため、保育所、幼稚園、小学校等で情報交換を行うとともに、関係機関との連携に努めます。	子ども課 学校教育課

（４）子育て支援のネットワークづくり

地域全体で子育てを支える環境づくりに向け、育児に関する相談体制の充実や地域の子育て支援拠点の整備を図り、子育て支援ネットワークの構築を行います。

①育児相談体制の充実

事業名	事業内容	担当課
子育て相談の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター、保育所、児童センターにおいて来所や電話、メールによる子育て相談や子育てに関する情報提供を行います。 ・子育て支援センター、保健センター、保育所、児童センターの連携のもと、子どもやその保護者等に対し必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。 	子ども課

②地域子育て支援センター事業の充実

事業名	事業内容	担当課
子育て支援センター事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭を対象に、育児講座を毎月開催するとともに、育児相談や子育てサークルの支援を行います。（各子育て支援センター（中央・来迎寺・南）で実施） ・中央子育て支援センターを中核施設として位置づけ、地域の社会資源との連携・協力のもと、子育て中の親子が安心して遊ぶ中で交流しあう場の提供、育児相談、情報提供等を行います。 	子ども課

事業名	事業内容	担当課
利用者支援事業 (基本型)	<ul style="list-style-type: none"> ・各子育て支援センターに、地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握した「子育て支援コーディネーター」を配置し、子育て家庭を対象とした相談、情報提供を行います。 ・妊産婦や子育て中の保護者が、家庭の状況や悩みに応じた支援を選択し利用できるよう、子育て支援コーディネーターの専門性を活かした相談支援の実施に努めます。 	子ども課

(5) 子どもの安全の確保

子どもが地域で安心安全に暮らすことができるよう、登下校における交通安全対策・防犯対策を推進します。

①安全・安心なまちづくりの推進 (★追加事業)

事業名	事業内容	担当課
通学路の安全点検 ★	<ul style="list-style-type: none"> ・各校において通学路の安全点検を実施するとともに、「知立市通学路安全対策協議会」において、各校が行った点検の結果と対策について確認・検討を行い、対策の改善を図ります。 ・「知立市交通安全プログラム」に基づき、各校と知立市通学路安全対策協議会において、通学路安全対策のための計画・評価・改善を行います。 	学校教育課
子ども110番の家との連携★	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが不審者に声をかけられるなど、身の危険を感じたときに逃げ込むことができる「子ども110番の家」の拡大に努めるとともに、警察、学校、地域の連携による保護・通報体制を整備します。 ・「子ども110番の家」にのぼりを設置し、犯罪の抑止や地域の防犯意識の高揚を図るとともに、子どもが利用しやすい環境づくりに努めます。 	学校教育課

基本目標 2 母子の健康の確保と増進

(1) 安心安全な妊娠・出産の支援

異常の早期発見・早期治療に向けて、健康診査や相談の機会を提供するとともに、健康診査等の機会を活用し、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図ります。

① 風しんワクチンの助成事業

事業名	事業内容	担当課
風しんワクチンの助成と周知	<ul style="list-style-type: none"> ・先天性風しん症候群（CRS）の発生を予防するため、特に風しん抗体保有率が低い世代の男性（昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日生まれ）を対象に抗体検査を実施し、抗体が低い方に対しては定期予防接種を行います。（令和 4 年 3 月末日まで）それ以外の方で、妊娠を希望する夫婦に対し、風しん任意予防接種にかかる費用の一部を助成します。 ・接種率向上に向けて、広報、ホームページ、リーフレット等による周知を行います。 	健康増進課

② 不妊治療の助成事業

事業名	事業内容	担当課
一般不妊治療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠を希望する夫婦に対し、不妊治療にかかる費用の一部を助成し、不妊治療の経済的負担の軽減を図るとともに、不妊に関する相談や不妊治療に関する情報提供を行います。 	健康増進課

③ 相談支援の充実

事業名	事業内容	担当課
妊娠早期からの相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・母子の健康の保持増進を目的に、妊娠届出時に母子手帳を交付するとともに、マタニティマーク入りキーホルダーとシールを配布します。また、妊娠届出時から母子保健コーディネーターによるきめ細かな支援を行い、問題の早期解決を図ります。 ・早期から必要な支援を行えるよう、母子保健コーディネーターの周知を図るとともに、母子健康手帳の意義や活用方法、マタニティマークの周知にも努め、妊娠の早期届出を促します。 	健康増進課

④妊産婦の健康確保

事業名	事業内容	担当課
妊産婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・母子の健康の保持増進に向けて、妊婦健康診査 14 回、産後健康診査 1 回、妊産婦歯科健康診査 1 回分の受診票を発行します。 ・回数や内容について適宜検討を行います。 	健康増進課

⑤妊産婦の健康教室の充実

事業名	事業内容	担当課
パパママクラス	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及と子育ての仲間づくりを目的に、パパママクラスを開催します。 ・参加者の増加に向け、開催日程や内容等を適宜見直し、効果的な周知方法について検討を行います。 	健康増進課

(2) 子どもの健康の確保と子育て期の親に寄り添う支援の充実

乳幼児の健康の保持増進に向けて、健康教育や健康診査等により疾病や障がいを早期に発見するとともに、家庭訪問や育児相談を通じて、子どもの発育・発達を確認し、保護者の不安に寄り添い、助言等を行います。

また、子育て支援の充実に向け、小児医療体制の充実や医療費助成にも取り組んでいきます。

①乳幼児健康診査の充実

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・3・4か月児、1歳6か月児、3歳児に対する集団健康診査を実施し、疾病や異常の早期発見・早期治療につなげるとともに、育児不安の軽減を図ります。 ・受診率 100%を目指し、受診勧奨を行います。 	健康増進課
健康診査未受診児のフォロー	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査未受診児の状況把握に努め、虐待や育児不安への早期対応を図ります。 ・訪問や面談等により、未受診児全員の早期把握に努めます。 	健康増進課

②予防接種事業

事業名	事業内容	担当課
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防のため、乳幼児・小学生を対象に定期予防接種を実施します。 ・転入者や未接種者の把握に努め、接種勧奨をもれなく行います。 ・MR（麻しん風しん混合）ワクチンについては、国が推奨する 95% の接種率を目指します。 	健康増進課

③個別相談・個別指導の充実（★追加事業）

事業名	事業内容	担当課
乳幼児の個別相談・個別指導	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査や事後教室、育児相談日において、発達や育児に関する相談を行い、適切な支援機関につなげ、早期療育を図ります。 ・個別相談、個別指導において、それぞれの状況に適した相談に応じ、きめ細かな支援を行います。 	健康増進課
利用者支援事業 （母子保健型）★	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届時に母子保健コーディネーターが妊婦の状況を把握し、個別の応援プランを作成し、妊娠・出産・子育て期にわたってきめ細かな切れ目ない支援を行います。 ・電話、面談、訪問などによる支援を継続的に行うとともに、必要時に医療機関とスムーズに連携できる体制づくりに努めます。 	健康増進課
お誕生おめでとう電話★	<ul style="list-style-type: none"> ・出産後 2 週間から 1 か月までに助産師による電話相談を行います。 ・相談内容に応じて、新生児訪問やおっぱい相談事業など、適切な支援に早期につなげます。 	健康増進課
産後ケア事業・ 日常支援事業★	<ul style="list-style-type: none"> ・出産後、家族等の支援が受けられず、安定的な養育が困難な方を対象に、医療機関等での心と体のケアを行う「産後ケア事業」や在宅での家事援助を行う「日常支援事業」を実施します。 ・支援を必要とする方が適切な支援を受けられるよう、事業の周知を図ります。 	健康増進課

④家庭訪問事業

事業名	事業内容	担当課
妊産婦訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的なかわりが必要な妊産婦の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及や生活指導を行い、妊娠・出産・育児に対する不安や悩みの解消を図ります。 ・妊娠届出時の母子保健コーディネーターによる個別面談や医療機関からの情報提供に基づき、きめ細かな支援を早期から行い、継続できるように努めます。 	健康増進課
新生児訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生後1か月までの乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みの相談に応じるとともに、育児に関する情報提供や養育環境の把握等を行います。 ・指導員の資質向上を図るとともに、関係機関との連絡調整を行い、適切な支援に努めます。 	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、相談・助言等を行うとともに、育児に関する情報提供や養育環境の把握等を行い、必要に応じて適切な機関につなげます。 ・指導員の資質向上を図るとともに、関係機関との連絡調整を行い、適切な支援に努めます。 	健康増進課
未熟児訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ・身体発育が未熟なまま出生した乳児の家庭を訪問し、必要な保健指導を行います。 ・指導員の資質向上を図るとともに、関係機関との連絡調整を行い、適切な支援に努めます。 	健康増進課
養育支援訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の養育に支援が必要と認められる乳幼児家庭を訪問し、相談・助言等を行うとともに、必要に応じて適切な機関につなげます。 ・指導員の資質向上を図るとともに、関係機関との連絡調整を行い、適切な支援に努めます。 	健康増進課
母子保健訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査や相談で支援が必要と認められる家庭を訪問し、相談・助言等を行うとともに、育児に関する情報提供や養育環境の把握等を行い、必要に応じて適切な機関につなげます。 ・指導員の資質向上を図るとともに、関係機関との連絡調整を行い、適切な支援に努めます。 	健康増進課

⑤小児医療体制の充実

事業名	事業内容	担当課
小児救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の突発的な病気やけが等に速やかに対応できるよう、地域の救急医療体制の充実を図ります。 ・夜間休日当番医制度を実施するとともに、広報、ホームページ等を活用し、救急電話相談等の周知を図ります。 	健康増進課
かかりつけ医の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な機会を活用し、かかりつけ医の必要性を啓発します。 ・乳幼児健康診査のほか、広報、ホームページ、リーフレット等を活用し、周知を図ります。 	健康増進課
医療情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページ、リーフレット等を活用し、小児医療に関する情報を発信します。 ・積極的に情報発信を行うとともに、効果的な情報発信方法について検討を行い、保護者等の不安の解消につなげます。 	健康増進課

⑥医療費助成（★追加事業）

事業名	事業内容	担当課
子ども医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校3年生修了前までの子ども（15歳に達する年度末まで）の保険診療による自己負担分を助成し、経済的負担の軽減を図ります。 	国保医療課
母子家庭等医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子家庭等の子ども（18歳に達する年度末まで）と子どもの母・父等の保険診療による自己負担分を助成し、経済的負担の軽減を図ります。（所得制限あり） 	国保医療課
未熟児養育医療費助成★	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の発育が未熟なままで生まれ入院養育が必要な1歳未満の乳児に対し、その治療に必要な医療費を助成します。（所得に応じた自己負担額は子ども医療費で助成） ・助成を行い、経済的負担の軽減を図るとともに、医療機関等と連携を図りながら周知に努めます。 	国保医療課

(3) 思春期保健対策の推進

児童生徒自らが心身の健康に関心を持ち、思春期の身体的、心理的な発達状況を理解することができるよう、思春期の心の健康や性の問題に対応した健康教育を推進します。

①思春期保健対策の推進

事業名	事業内容	担当課
思春期保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・学校保健と地域保健の連携を図りながら、「いのちの教育」等を活用し、心身の成長や性に関する健康教育を行い、正しい知識の習得を図ります。・実施回数や実施内容について一層の充実を図ります。	学校教育課 健康増進課

②学校における保健活動の推進

事業名	事業内容	担当課
学校における保健活動の充実	<ul style="list-style-type: none">・学校保健と地域保健の連携を図りながら、様々な教科と関連させた保健学習や保健指導、がん教育、自殺防止教育等を行い、健康に生涯を過ごすための基礎を培います。・実施回数や実施内容について一層の充実を図ります。	学校教育課

基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりの推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、固定的性別役割分担意識の解消に取り組むとともに、多様な働き方の実現や長時間労働の是正等について、企業や事業者へ働きかけを行います。

①男女共同参画プランの推進

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・男女が責任を分かち合い、誰もが自分らしく暮らせる男女共同参画社会の実現に向けて、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的性別役割分担意識の解消を図ります。 ・男女共同参画に関する資料や情報の提供を行います。 ・男女共同参画に関する講演会や啓発を実施するとともに、実施にあたっては、女性活躍推進等、新たな課題に対応した内容になるように配慮します。 	協働推進課

②仕事と子育ての両立の推進（★追加事業）

事業名	事業内容	担当課
ファミリー・フレンドリー企業の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業を奨励し、その取り組みを広く紹介する「愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度」の内容や登録企業の取り組み例等に関する情報について、ホームページ等を活用して発信します。 	経済課
事業主への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、ホームページ等を活用し、育児休業の法令等の周知を図ります。 ・関係機関と連携を図り、労働環境の改善等について啓発を行います。 	経済課
女性の活躍と男性の理解や家庭参画の推進★	<ul style="list-style-type: none"> ・県の「ママジョブあいち」等の制度を有効に活用し、女性の活躍促進に向けた取り組みを行います。 ・ホームページ等を活用し、男性の子育て理解及び男性の育児休業取得の推進に関連する情報を発信します。 	経済課

基本目標 4

子どもの権利の保障と健全育成への支援

(1) 子どもの権利の保障

子どもの権利を守るため、人権意識の醸成に向けた取り組みを推進するとともに、虐待やいじめ等の防止や早期発見・早期対応に向けた体制づくりに取り組みます。

①子どもの権利擁護と人権を尊重する意識づくり（★追加事業）

事業名	事業内容	担当課
知立市子ども条例、 子どもの権利擁護 委員会の周知・啓 発★	<ul style="list-style-type: none">・子どもの権利を保障し、子どもにやさしい、子どもが夢を育むことのできるまちづくりを進めることを宣言し制定した「知立市子ども条例」について、広く周知を行います。・子どもの権利の侵害について相談を受け、迅速かつ適切に対応する「子どもの権利擁護委員会」についても周知を図ることで、子どもの権利を守ることに努めます。	子ども課
人権問題の周知啓 発★	<ul style="list-style-type: none">・様々な人権問題について周知啓発を図るため、人権講演会を開催します。・講習会がLGBT等の新たな人権課題に対応した内容になるようテーマの選定を行うとともに、若い世代の参加促進に取り組みます。・市内の高校生とともに啓発活動を実施します。	協働推進課
保育所・小学校で の人権教室の実施 ★	<ul style="list-style-type: none">・子どもたちの人権に対する意識を高めるため、保育所等において、人権擁護委員による人権紙芝居や人権人形劇の人権教室を実施します。	協働推進課
里親制度の啓発	<ul style="list-style-type: none">・里親制度や里親養育体験発表会について、広報やパンフレット等により広く周知を図ります。	子ども課

②児童虐待の未然防止（★追加事業）

事業名	事業内容	担当課
家庭児童相談室事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと子育て家庭の様々な相談に応じる家庭児童相談室を設置し、子どもの養育やしつけ、その他子育てに関する様々な悩みの相談に応じ、適切な助言・指導を行います。 ・相談体制の充実に努めるとともに、相談環境の整備に向け、保健センターや子育て支援センターとの連携方法等を検討します。 ・体罰や暴力によらない子育ての実現のため、保護者に対し子どもとの接し方やさまざまな困難への対処法について助言します。 ・あらゆる機会を活用し、全国児童相談所共通ダイヤル「189」の周知に努めます。 ・要保護児童に関する通告・通報、多様化する相談内容に応じた支援につなげるため、相談員の専門性の向上に努めるとともに関係機関との連携や情報共有を強化します。 	子ども課
子ども家庭総合支援拠点の設置★	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもとその家庭、妊産婦等の実情の把握を行うとともに、子育てに関する一般的な相談から専門的な相談の対応、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行います。 ・多様化・複雑化する悩みに対応できるよう、相談員の専門性の向上に努めます。 ・子育てに問題を抱える家庭への相談支援（実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整）を一体的に担うための機能を有する「子ども家庭総合支援拠点」の整備に努めます。 	子ども課
虐待等防止ネットワーク協議会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童の早期発見や適切な保護などを図るため、虐待等防止ネットワーク協議会の充実を図り、家庭児童相談室が要保護児童対策調整機関となり、関係機関との連携を深め、虐待の未然防止に努めます。 ・毎月開かれる実務者会議において要保護児童の情報を共有し、必要に応じてケース検討部会を開催し、虐待の早期対応を図ります。 	子ども課

(2) 子どもに寄り添った支援の充実

子どもが抱える悩みの解決に向け、子ども一人ひとりの状況に応じた適切な相談ができる体制づくりに取り組みます。

①相談体制の整備

事業名	事業内容	担当課
スクールカウンセラー・心の相談員の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校に配置しているスクールカウンセラー、心の相談員の教育相談機能の充実を図ります。 ・スクールカウンセラー、心の相談員と学級担任等の連携を円滑に行うための体制づくりに努めます。 	学校教育課
相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・知立市ともだちホットライン等の電話相談や家庭児童相談室等で子どもが抱える悩みの相談に応じ、関係機関と連携しながら悩みの解決に向けて対応します。 ・相談事業について、子どもたちへの周知啓発に努めます。 	子ども課

②いじめ・不登校対策の充実 (★追加事業)

事業名	事業内容	担当課
いじめ・不登校に対する支援★	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的かつ効果的ないじめ対策を推進するため、「知立市いじめ防止基本方針」に基づき、「知立市不登校・いじめ未然防止対策協議会」を開催し、その方針のもと学校、家庭、関係機関等の連携を図り、いじめや不登校の防止と早期発見、早期対応に向けた取り組みを推進します。 ・具体的な取り組みとして、本人や保護者への支援を行う「むすびあい教室」事業や、いじめや不登校の早期発見・早期対応を行うためのアンケート調査、チャレンジキャンプ、教員の支援スキルの向上を目指す研修会の実施、「知立市不登校・いじめ未然防止対策協議会」や家庭・地域の取り組みを紹介する広報誌の発行などを行います。 ・目的に応じた推進組織を設置するとともに、関係機関の連携を強化し、支援の充実を図ります。 	学校教育課
スクールカウンセラー・心の相談員の充実(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校に配置しているスクールカウンセラー、心の相談員の教育相談機能の充実を図ります。 ・スクールカウンセラー、心の相談員と学級担任等の連携を円滑に行うための体制づくりに努めます。 	学校教育課

基本目標 5

きめ細かな取り組みが必要な家庭や子どもへの支援の充実

(1) ひとり親家庭への支援等の充実

母子家庭、父子家庭等のひとり親家庭の自立に向けて、日常生活における支援や就労に関する支援、経済的支援等を行います。

①日常生活における支援

事業名	事業内容	担当課
ひとり親家庭の相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員による電話相談や面談相談を実施し、日常生活全般に関する相談に応じるとともに、自立に必要な情報提供や就業に有利な資格や技能の取得に関する相談・助言を行います。 ・各種研修等への参加により、母子・父子自立支援員の資質の向上を図ります。 	子ども課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等において、一時的に生活援助が必要な場合や、生活環境の変化により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣して食事や身の回りの世話などを行います。 ・より多くの方が利用できるよう、広く周知を行います。 	子ども課
母子生活支援施設・助産施設入所措置	<ul style="list-style-type: none"> ・自立するために支援が必要な母子家庭等に対し、生活と子育ての援助を行うため、母子生活支援施設への入所措置を行います。 ・経済的な理由により入院助産を受けることが困難な妊産婦が助産施設を利用できるよう支援を行います。 ・母子生活支援施設や助産施設への入所が必要な家庭に対し、適切な措置がなされるよう、生活保護ケースワーカー等との連携を図るなど、支援体制を整備します。 	子ども課

②就労及び生活支援事業

事業名	事業内容	担当課
母子・父子家庭等の親への就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就業に有利な資格や技能の習得を目指す方への支援としての「自立支援教育訓練給付金給付事業」、「高等職業訓練促進給付金給付事業」や、高等学校を卒業していない方が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す際の支援として「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金給付事業」をより多くの方が活用できるよう、制度の周知に努めます。 	子ども課
母子・父子家庭福祉資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県の母子父子寡婦福祉資金に関する相談に応じます。 ・より多くの方が活用できるよう、制度の周知に努めます。 	子ども課

③各種経済支援の充実

事業名	事業内容	担当課
各種手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭であるか、父母のいずれかが重度の障がいの状態にあるなどの子ども（18歳に達する年度末まで）の養育者に対し、手当を支給します。（市遺児手当・児童扶養手当） ・法令等の改正や実情に応じて、適宜内容の見直しを行います。 	子ども課
母子家庭等医療費助成 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子家庭等の子ども（18歳に達する年度末まで）と子どもの母・父等の保険診療による自己負担分を助成し、経済的負担の軽減を図ります。（所得制限あり） 	国保医療課
ファミリー・サポート・センター利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等の非課税世帯やダブルケア家庭の依頼会員がファミリー・サポート・センター事業を利用した場合に、利用者負担額の一部を助成します。 ・利用促進に向け、制度の周知を図ります。 	子ども課

(2) 生活困窮家庭への支援等の充実

経済的な理由で学習機会にめぐまれない子どもへの支援として、学習支援や居場所づくりに取り組むとともに、保護者に対する自立支援や経済的支援等を行います。

①子どもの居場所づくりへの支援（★追加事業）

事業名	事業内容	担当課
生活困窮者子どもの学習・生活支援事業★	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯や生活困窮世帯における子どもの「貧困の連鎖」の悪循環を改善するため、個別の学習支援や社会体験活動の機会を定期的に提供します。 ・個々に応じた学習支援や必要な情報提供が行えるよう、学校との情報交換を定期的に行うとともに、保護者への養育相談や助言を行い、対象世帯の将来的な自立を促進します。 	福祉課
子ども食堂支援事業★	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや地域の人に無料または安価に食事と居場所を提供する事業である子ども食堂の活動を支援する仕組みや効果的な運営方法等について検討を行います。 	福祉課 子ども課

②各種経済支援の充実

事業名	事業内容	担当課
就学援助	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の経済的な理由により、子どもを就学させるのが困難な家庭に対して、学用品や学校給食費などの経費を援助します。 ・学校と連携を図りながら、支援制度の周知を行うとともに、他自治体の動向を踏まえながら、就学援助の充実を図ります。 	学校教育課

事業名	事業内容	担当課
奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な理由により、高等学校への就学が困難な生徒に対して奨学金を支給します。 ・国や他自治体の動向を踏まえながら、支給内容の充実を図ります。 	教育庶務課
緊急奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ・失職、会社の倒産等により、家計収入が激減し、高等学校への就学が困難な生徒に対して、緊急に奨学金を支給します。 ・国や他自治体の動向を踏まえながら、支給内容の充実を図ります。 	教育庶務課

(3) 外国人家庭への支援等の充実

多国籍化が進む中、外国人家庭が子育てしやすい環境づくりに向けて、安心して出産・育児ができるよう外国語での子育て情報の提供や子育てに関する相談を行うための通訳を配置します。また、就学時の日本語教育等の支援を行います。

①外国人家庭への子育て支援（★追加事業）

事業名	事業内容	担当課
子育て情報の多言語提供・通訳者の配置★	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・子育てに関する情報を多言語（ポルトガル語等）で作成し、外国人家庭に対して子育てに関する情報を提供します。 ・外国人家庭に対して子育てに関する相談支援が行えるよう、保育園や保健センター等に通訳を配置します。 ・保育園等において、多言語対応可能な翻訳機を活用し、情報提供・相談支援を行います。 	健康増進課 子ども課
日本語通訳者・翻訳者の配置★	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活の相談の通訳や、学校や学級からの連絡事項を翻訳できる人材を配置し、外国人の児童生徒とその保護者への支援を行います。 ・就学援助等の支援制度についての情報を提供します。 ・日本語通訳者、日本語翻訳者の充実を図ります。 	学校教育課

②日本語教育が必要な生徒への支援（★追加事業）

事業名	事業内容	担当課
早期適応教室★	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語による授業の理解が困難な外国人の児童生徒を支援するため、初期の日本語教育や小中学校への適応指導を行う早期適応教室を設置し、小中学校への早期適応を図ります。 ・早期適応教室指導員の充実を図ります。 	学校教育課

事業名	事業内容	担当課
日本語指導助手の配置★	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語による授業の理解が困難な外国人の児童生徒を支援するため、日本語指導助手を配置し、初期の日本語教育や小中学校への適応指導を行います。 ・日本語指導助手の充実を図ります。 	学校教育課

(4) 障がい児の生活や保健福祉施策の充実

障がいのある子どもの健やかな成長を支援するため、障がいの状況や発達に応じて、必要な教育・保育が受けられる体制づくりや日常生活への支援等を図ります。

①特別支援教育の充実

事業名	事業内容	担当課
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもの教育の充実を図るため、設置基準に応じて小中学校へ特別支援学級の設置を図り、学校における特別支援教育を推進します。 ・学校と連携し、特別支援学級を適切に配置します。 	学校教育課
通級指導教室	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいなどのある児童生徒に対し、心身の障がいに応じた適切な指導を行うため、通級指導教室を実施します。 ・通級担当教員と学級担任等との連携を円滑に行うための体制づくりに努めます。 	学校教育課
特別支援教育連携協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援教育連携協議会」において、障がいのある子どもやその保護者等の多様なニーズに応えるため、教育・福祉・医療等が一体となって、就学前から中学校卒業以降にわたって一貫して支援を行う方法を検討し、個別の支援計画を策定します。 ・保護者向け教育支援ハンドブックや発達障がいの啓発リーフレットの作成に努めます。 	学校教育課
就学指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもの教育条件の改善に向けて、就学援助事業の充実を図るとともに、就学指導体制の充実を図ります。 ・学校や幼稚園、保育所と連携を密にし、よりよい就学指導について検討を行い、さらなる充実を図ります。 	学校教育課

②障がい児の統合保育と地域生活支援の充実（★追加事業）

事業名	事業内容	担当課
統合保育事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所において、軽・中度の障がいがある子どもを受け入れ、障がいのない子どもと一緒に保育する統合保育を実施します。 ・よりよい保育を提供するため、他機関の受入等、事業の拡充を検討します。 	子ども課
療育相談・発達検査	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心身の発達の程度を調べる発達検査を行うとともに療育相談を行います。 ・臨床心理士等の心理相談員による保育士等への療育指導を行います。 ・心理相談員がそれぞれの専門性を生かして相談業務を行うことができる体制を整備します。 	子ども課
親子通所療育事業 (ひまわりルーム)	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の発達に支援が必要な子どものための療育の場として、親子通所療育事業（ひまわりルーム）を実施します。 ・指導方法の研究や指導者の育成等、療育事業の充実を図るとともに、利用しやすい環境づくりに努めます。 	子ども課
児童発達支援センター事業（知立市立ひまわり園）★	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の医療的ケアを必要としない重度の心身障がい児を受け入れ、発達支援を実施するとともに、その家族に対する相談や子どもを預かる施設への助言を行うなど、地域の中核的な役割を担う「児童発達支援センター」を整備します。 ・親子通所療育事業から保育所等の集団生活の移行時に不安等を軽減するため、保育所等訪問支援事業を進めるとともに、地域の保育所等に対し、専門的な知識に基づいた支援を行います。 ・支援のため必要な専門職の充実に努めます。 	子ども課
地域生活支援事業★	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方（子どもも含む）がその能力と適性に応じて自立した生活を営むことが出来るよう、指定事業者と契約等を選び、適切なサービスを提供します。（相談支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、日中一時支援事業等） ・障がい者相談支援体制を充実させるため、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置に取り組みます。 	福祉課
障がい児通所支援事業★	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの有無にかかわらず、子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、通所支援サービスを提供します。（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障がい児相談支援等） ・適切な支援につなげられるよう、事業所の確保と制度の啓発に努めます。 	福祉課

事業名	事業内容	担当課
自立支援医療費の支給（育成医療・精神通院医療）	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の障がい除去したり、軽減するための治療に要する医療費の一部を助成します。 ・医療機関と連携を図り、支給もれを防ぐとともに、制度の周知に努めます。 	福祉課
障がい児等への各種手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当、在宅重度障害者手当、心身障害者扶助料を支給し、経済的な支援を行います。 ・障害者手帳等取得時に案内を行うなど、制度の周知に努めます。 	福祉課
障がい者医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1～3 級の方、療育手帳 A・B 判定の方、自閉症状群と診断された方等の保険診療による自己負担分を助成し、経済的負担の軽減を図ります。 	国保医療課
精神障がい者医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方、自立支援医療受給者証の交付を受けた方等の保険診療による自己負担分を助成、経済的負担の軽減を図ります。（自立支援医療受給者証のみ所持の方は指定医療機関について助成） 	国保医療課

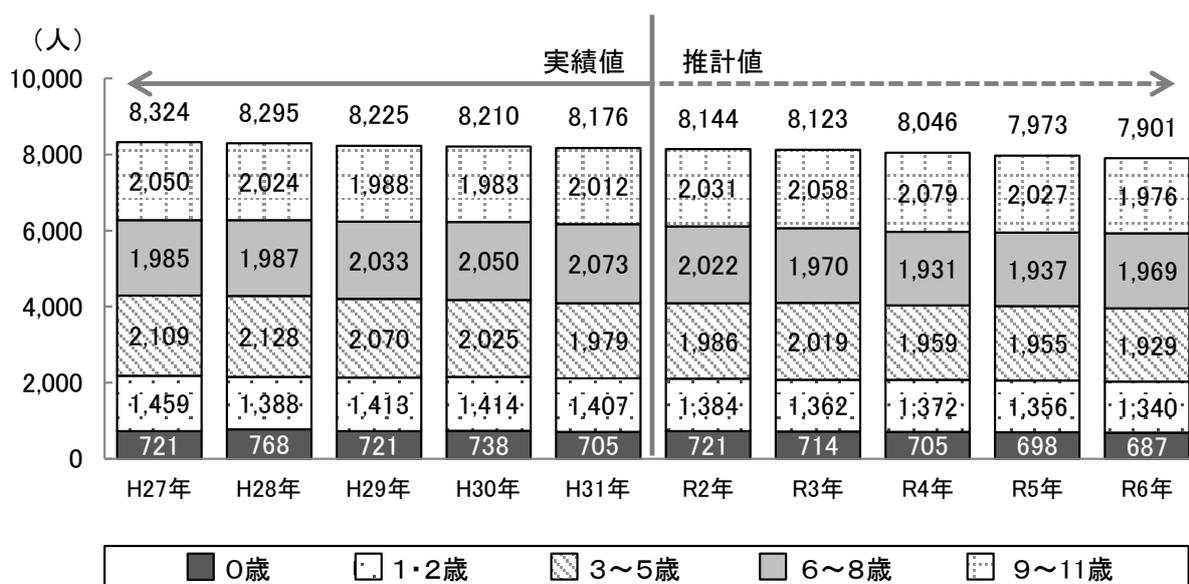
■年齢区分別児童人口推計

量の見込みの算定の基礎となる令和2～6年度までの人口推計については、平成27～31年（各年3月末）の住民基本台帳及び外国人登録人口をもとに、コーホート変化率法により算出しました。

【年齢各歳別の人口推計】

年齢	実績					推計				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	721	768	721	738	705	721	714	705	698	687
1歳	711	710	737	699	725	686	702	696	686	680
2歳	748	678	676	715	682	698	660	676	670	660
3歳	700	730	648	645	697	658	674	638	653	647
4歳	713	697	735	646	639	695	656	672	636	651
5歳	696	701	687	734	643	633	689	649	666	631
6歳	643	692	696	672	720	635	624	680	641	657
7歳	666	639	693	683	672	716	631	621	676	637
8歳	676	656	644	695	681	671	715	630	620	675
9歳	648	684	660	644	699	685	675	719	634	623
10歳	696	648	680	658	646	698	684	674	718	633
11歳	706	692	648	681	667	648	699	686	675	720
合計	8,324	8,295	8,225	8,210	8,176	8,144	8,123	8,046	7,973	7,901

【年齢区別の人口推計】

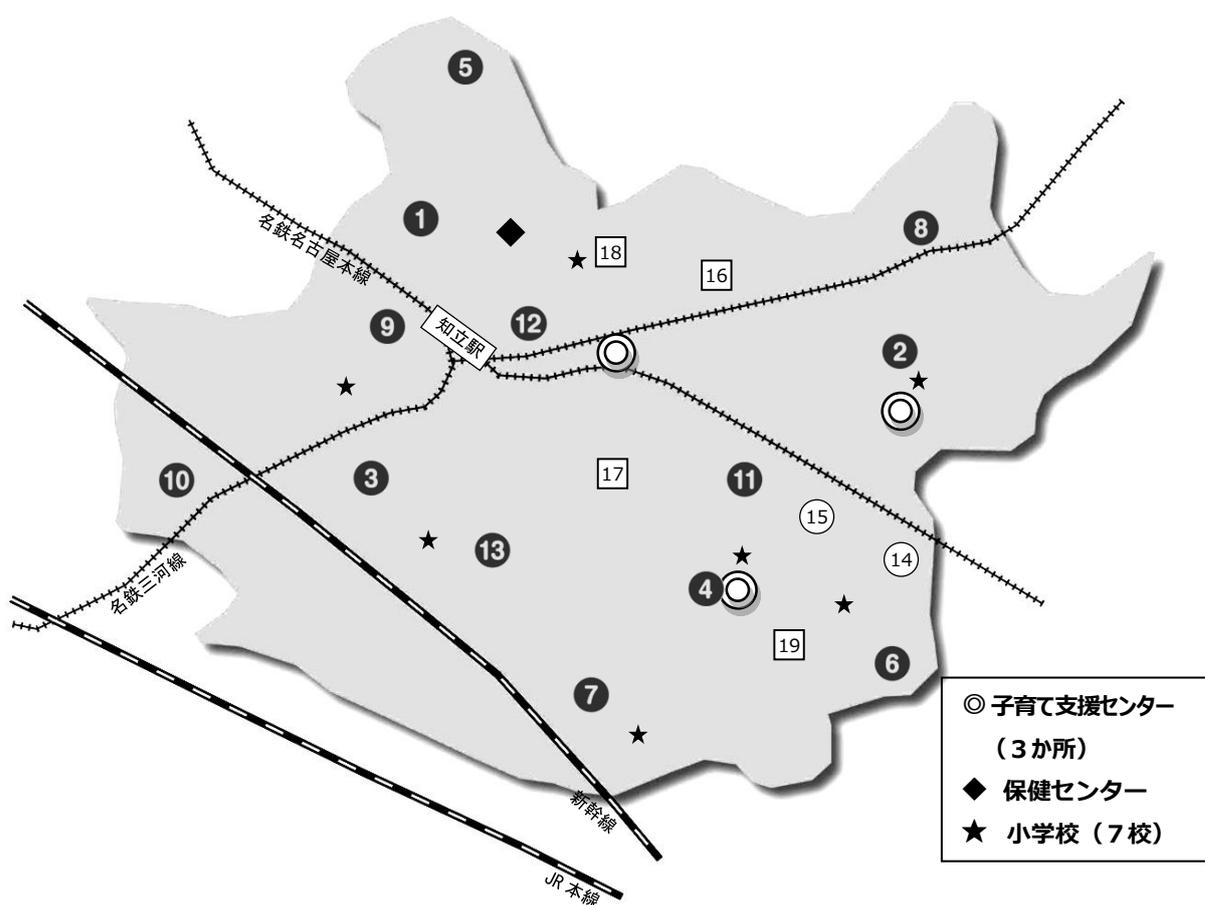


(2) 教育・保育提供区域の設定

国では、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

本市では、7小学校区や3中学校区といった単位で教育・保育提供区域を設定することも考えられますが、以下のことを考慮し、第1期計画に引き続き、市全体を一つの区域として設定します。

- ① 小学校区では提供区域内での需給調整が難しいと考えられること
- ② 日常的な生活圏域としては市域が狭く、すべての区域範囲において、規模的に問題ない範囲の程度であること
- ③ 明治39年に知立町、上重原村、牛橋村、長崎村（一部）が合併し知立町となって以降合併もなく、歴史的にみても、今日までにまち全体での結びつきは十分であること



● 保育所 (13 園)	○ 地域型保育事業所 (2 園)	□ 幼稚園 (4 園)
① 知立保育園	⑭ さくらんぼ保育園	⑯ 知立幼稚園
② 来迎寺保育園	⑮ 華の子保育ランド	⑰ 長篠幼稚園
③ 上重原保育園		⑱ 桜木幼稚園
④ 知立南保育園		⑲ はなの木幼稚園
⑤ 逢妻保育園		
⑥ 高根保育園		
⑦ 新林保育園		
⑧ 八橋保育園		
⑨ 宝保育園		
⑩ 上重原西保育園		
⑪ 知立なかよし保育園		
⑫ 徳風保育園		
⑬ 猿渡保育園		

2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容 ●●●●●●

(1) 教育・保育事業

●支給認定

1号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、次に掲げる「2号認定」以外の状況であるという認定。

2号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働、疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるという認定。

3号認定：満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働、疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるという認定。

これらの認定は、子ども・子育て支援法において、小学校就学前の子どもの保護者の居住地の市町村が行うこととされています。

【実績】

単位：人			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
実績 (A)	3～5歳	1号認定	860	866	855	831	
		2号認定②(保育所)	1,087	1,118	1,117	1,108	
		合計	1,947	1,984	1,972	1,939	
	1・2歳	3号認定	442	444	465	477	
	0歳	3号認定	73	100	104	105	
確保の 内容 (B)	3～5歳	1号認定(幼稚園)★	1,103	1,103	1,103	1,103	
		2号認定②(保育所)●	1,352	1,378	1,411	1,411	
	1・2歳	3号認定	合計	499	517	530	539
			保育所●	499	500	514	523
			地域型保育事業□	0	17	16	16
	0歳	3号認定	合計	109	116	120	120
			保育所●	109	109	112	112
			地域型保育事業□	0	7	8	8
	合計	幼稚園 ★の合計	1,103	1,103	1,103	1,103	
		保育所 ●の合計	1,960	1,987	2,037	2,046	
地域型保育事業 □の合計		0	24	24	24		
過不足 (B-A)	3～5歳	1号認定	243	237	248	272	
		2号認定②(保育所)	265	260	294	303	
	1・2歳	3号認定	57	73	65	62	
	0歳	3号認定	36	16	16	15	

【量の見込み】

単位:人			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の 見込み (A)	3～5歳	1号認定	665	675	655	654	646	
		2号認定①(幼稚園)※	276	281	273	272	268	
		2号認定②(保育所)	1,004	1,021	990	988	975	
	1・2歳	3号認定	514	503	509	502	496	
0歳	3号認定	110	113	116	120	122		
確保の 内容 (B)	3～5歳	1号認定★	916	911	919	920	924	
		2号認定①(幼稚園)★	276	281	273	272	268	
		2号認定②(保育所)●	1,267	1,297	1,277	1,277	1,277	
	1・2歳	3号認定	合計	572	626	626	626	626
			保育所●	556	610	610	610	610
			地域型保育事業□	16	16	16	16	16
	0歳	3号認定	合計	110	113	122	122	122
			保育所●	102	105	114	114	114
			地域型保育事業□	8	8	8	8	8
	合計	幼稚園 ★の合計		1,192	1,192	1,192	1,192	1,192
		保育所 ●の合計		1,925	2,012	2,001	2,001	2,001
		地域型保育事業 □の合計		24	24	24	24	24
全施設の合計		3,141	3,228	3,217	3,217	3,217		
過不足 (B-A)	3～5歳	1号認定	251	236	264	266	278	
		2号認定①(幼稚園)	0	0	0	0	0	
		2号認定②(保育所)	263	276	287	289	302	
	1・2歳	3号認定	58	123	117	124	130	
	0歳	3号認定	0	0	6	2	0	

(注)上記の幼稚園は、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園

※2号認定であるが、幼児期の学校教育の利用を希望している児童。幼稚園+幼稚園の一時預かり(通年)により確保する。

【確保の方策】

■ 1号認定

現在、本市では、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園の私立の4施設で事業を行っており、必要な量が確保されています。

■ 2号認定①(幼稚園)

幼稚園と幼稚園型の一時預かり(長時間・通年)の利用で確保を見込んでおり、現在の体制で必要な量が確保されています。

■ 2号認定②(保育所)・3号認定

公立10園、私立3園、小規模保育事業所2施設の計15施設で事業を行っています。待機児童解消のため既存施設の改修を行い、量の確保を増やします。また、令和3年から1園で定員を縮小するため、新たな園を整備することで見込みに対する確保量を整備します。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 ●●

(1) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所等において保育を実施する事業です。

【実績】

単位:人	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A. 実績	640	787	889	1,104
B. 確保の内容	640	787	889	1,104
過不足(B-A)	0	0	0	0

【量の見込み】

単位:人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	1,225	1,226	1,209	1,201	1,185
B. 確保の内容	1,225	1,226	1,209	1,201	1,185
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。

【確保の方策】

園ごとに柔軟な対応が行われています。引き続き、事業に必要な人材の確保に努めます。

(2) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に専用施設の他、小学校の余裕教室、児童センターを利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【実績】

単位:人	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A. 実績	476	461	382	447
①1年生	171	164	145	155
②2年生	122	147	98	129
③3年生	115	82	88	92
④4年生	67	65	37	50
⑤5年生	0	3	11	18
⑥6年生	1	0	3	3
B. 確保の内容	480	510	525	550
過不足(B-A)	4	49	143	103

【量の見込み】

単位:人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	541	525	526	520	521
①1年生	169	166	181	170	175
②2年生	165	145	143	156	147
③3年生	114	122	107	105	115
④4年生	71	70	74	66	64
⑤5年生	19	19	18	20	17
⑥6年生	3	3	3	3	3
B. 確保の内容	550	550	550	550	550
過不足(B-A)	9	25	24	30	29

※学年ごとの明確な利用定員はないため、全体で量の確保をします。

【確保の方策】

全小学校区で事業を実施しており、必要な量は確保されています。引き続き、事業の継続に必要な人材の確保に努めます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【実績】

単位:人日	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A. 実績	0	0	0	3
B. 確保の内容	20	20	20	20
過不足(B-A)	20	20	20	17

【量の見込み】

単位:人日	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	10	10	10	10	10
B. 確保の内容	10	10	10	10	10
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。

【確保の方策】

児童養護施設と事業の利用契約を締結しています。引き続き、必要な量の確保に努めます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【実績】

単位:人回	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A. 実績	35,399	35,092	37,967	45,115
B. 確保の内容	35,399	35,092	37,967	45,115
過不足(B-A)	0	0	0	0

【量の見込み】

単位:人回	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	52,320	51,612	51,648	51,084	50,424
B. 確保の内容	52,320	51,612	51,648	51,084	50,424
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。

【確保の方策】

現在、3施設で事業を実施しており、必要な量が確保されています。

(5) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、子育て支援センター、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①幼稚園型

在籍児童を対象として、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請等に応じて実施する預かり保育事業です。

【実績】

単位:人日	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A. 実績	16,278	16,615	19,156	17,196
①1号による利用	-	-	-	-
②2号による利用	-	-	-	-
B. 確保の内容	16,278	16,615	19,156	17,196
過不足(B-A)	0	0	0	0

【量の見込み】

単位:人日	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	17,617	17,902	17,384	17,361	17,105
①1号による利用	2,624	2,668	2,589	2,586	2,550
②2号による利用	14,993	15,234	14,795	14,775	14,555
B. 確保の内容	17,617	17,902	17,384	17,361	17,105
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。

【確保の方策】

私立の4幼稚園で事業を行っており、必要な量が確保されています。

②幼稚園型以外

保育所や子育て支援センターなどにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業です。

【実績】

単位:人日	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A. 実績	3,289	2,815	4,473	3,705
B. 確保の内容	6,900	7,200	7,200	4,900
過不足(B-A)	3,611	4,385	2,727	1,195

【量の見込み】

単位:人日	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	3,377	3,379	3,331	3,309	3,264
B. 確保の内容	5,650	5,650	5,650	5,650	5,650
過不足(B-A)	2,273	2,271	2,319	2,341	2,386

【確保の方策】

公立の3保育所と中央子育て支援センターで事業を行っています。年間の総数で見ると、ニーズに対応するだけの量は確保できていますが、時期や施設によって利用の偏りがあり、受け入れができない場合もあるため、令和2年度で受け入れ枠の拡充をして必要な量を確保します。

(6) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、医療機関等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

【実績】

単位:人日	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A. 実績	217	195	116	119
B. 確保の内容	1,200	1,200	1,200	1,200
過不足(B-A)	983	1,005	1,084	1,081

【量の見込み】

単位:人日	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	252	252	248	246	244
B. 確保の内容	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
過不足(B-A)	948	948	952	954	956

【確保の方策】

1 事業者が事業を行っており、必要な量は確保されています。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【実績】

単位:人日	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A. 実績	1,013	1,289	936	1,291
B. 確保の内容	1,013	1,289	936	1,291
過不足(B-A)	0	0	0	0

【量の見込み】

単位:人日	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	1,281	1,277	1,265	1,254	1,242
B. 確保の内容	1,281	1,277	1,265	1,254	1,242
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。(量の見込み・確保の内容は小学生の利用のみ)

【確保の方策】

相互援助活動のため、援助を希望する日に援助を行うことができる人がいない場合があります。援助を受けることを希望するときに利用できるよう、援助会員の確保に努めます。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

妊娠届や出生届の提出の際に把握した生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【実績】

単位:人	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A. 実績	782	710	734	709
B. 確保の内容	778	709	728	704
過不足(B-A)	-4	-1	-6	-5

【量の見込み】

単位:人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	721	714	705	698	687
B. 確保の内容	721	714	705	698	687
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。

【確保の方策】

量の見込みに対応できる赤ちゃん訪問員（保健師、看護師、保育士などの有資格者で研修を受けた人）の確保に努めます。

（参考：赤ちゃん訪問員 10人×7家庭訪問/月）

(9) 妊産婦健康診査

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【実績】

単位:人	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A. 実績	813	828	781	756
B. 確保の内容	813	828	781	756
過不足(B-A)	0	0	0	0

【量の見込み】

単位:人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	777	770	760	753	741
B. 確保の内容	777	770	760	753	741
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。

【確保の方策】

医療機関への委託等により、量の見込みに対応できる体制を確保します。また、妊娠届を提出した妊婦に対して妊産婦・乳児健康診査受診票を発行し、受診を促します。

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

【実績】

単位:人	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A. 実績	121	166	182	234
B. 確保の内容	121	166	182	234
過不足(B-A)	0	0	0	0

【量の見込み】

単位:人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	231	230	227	226	224
B. 確保の内容	231	230	227	226	224
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。

【確保の方策】

量の見込みに対応できる保健師、助産師、看護師などの有資格者の確保に努めます。事業の実施については、関係機関（産婦人科等）からの情報提供等により訪問支援を行う必要があると思われる家庭を把握し、その情報をもとに訪問する家庭や支援内容を決定した上で行います。

(11) 利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、子育てに関する相談や情報提供、助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
基本型	-	-	1か所	1か所
母子保健型	-	1か所	1か所	1か所

【量の見込み】

計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	1 か所				
母子保健型	1 か所				

【確保の方策】

基本型は子育て支援センター、母子保健型は保健センターにて対応を行います。事業の実施にあたっては、基本型は子育て支援コーディネーターが妊産婦や子育て中の保護者が家庭の状況や悩みに応じた支援を選択して利用できるよう相談支援を行います。母子保健型は、保健師等の専門職である母子保健コーディネーターが妊娠期から子育て期にわたって、電話、面談、訪問などによる支援を継続的に行います。

(12) 副食費に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食費を免除または助成する事業です。

【量の見込み】

単位:人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	177	180	174	174	172
B. 確保の内容	177	180	174	174	172
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。(量の見込み・確保の内容は新制度に移行していない幼稚園のみ)

【確保の方策】

保育所等における副食費について、低所得世帯等の負担軽減を図るため、国の示す基準に加え、市独自の基準を設け、費用の一部を免除または補助します。

また、新制度に移行していない幼稚園を利用している低所得世帯等についても、給食費のうち「副食費相当分」の費用の一部を補助します。

第6章 推進体制

1 計画の推進に向けて ●●●●●●●●●●●●●●●●

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねた計画であり、本市のすべての子どもと子育て家庭を対象とした子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための指針となるものです。子ども・子育て支援施策は福祉分野だけでなく、保健・医療・教育など多岐の分野にわたるため、計画の推進にあたっては、子ども課が中心となり、関係各課と連携・協力を図りながら、全庁的に取り組む必要があります。

また、子育て家庭が不安感や負担感を抱え込むことのないよう、本市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、家庭をはじめとして、保育所、幼稚園、学校、地域、その他子育て支援に関する関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

また、計画を市民との協働で進めていくためには、本計画で示した計画の考え方や各種取り組みについて広く周知していくことが重要です。そのため、広報やホームページ、窓口等において情報提供を行うとともに、計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の子ども・子育て支援に関する情報についても市民への周知・啓発を図ります。

2 計画の評価・検証 ●●●●●●●●●●●●●●●●

各種施策及び本計画の実効性を高めるため、毎年度、知立市子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を設けることにより、計画の評価・検証を行います。また、計画推進の仕組みとして、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを活用し、点検・評価に基づき、事業計画の見直しを図り、実効性のある取り組みの推進を図ります。

また、本計画で設定している教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容についても毎年度点検・評価を行い、事業が計画に即して的確に実施されるように管理します。

そのほか、子ども・子育てに関する個別の具体的な事例の情報交換や検討を行う必要がある場合には部会を立ち上げ、問題解決等のための具体的な検討をしていきます。



1 知立市子ども・子育て会議条例 ●●●●●●●●●●

○知立市子ども・子育て会議条例

平成16年3月24日条例第4号

改正

平成18年12月25日条例第35号

平成26年3月26日条例第10号

知立市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「推進法」という。）第21条並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第77条第1項の規定に基づき、知立市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置及び担当事務)

第2条 次に掲げる事務を担当させるため、子ども・子育て会議を置く。

- (1) 推進法第8条の規定による知立市次世代育成支援対策行動計画に関する事項を調査審議すること。
- (2) 支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (3) その他市長が特に必要と認めること。

(組織及び任期)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療、福祉又は学校教育の関係者
- (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者
- (4) 保育所又は幼稚園に在籍する児童の保護者
- (5) 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任を妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉子ども部子ども課において処理をする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月25日条例第35号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日条例第10号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 知立市子ども・子育て会議委員名簿 ●●●●●●●●●●

[任期]平成30年4月1日から令和2年3月31日

(敬称略・順不同)

区分	団体名等	氏名
学識経験を有する者	学識経験者	蔭山 英順 [会長]
医療、福祉又は学校教育の 関係者	医師会代表	豊田 かおり
	社会福祉協議会代表	竹本 有基 [副会長]
	保育園代表	北村 信人
	幼稚園代表	川合 大一郎
	小中学校 PTA 代表	草本 美代子 (令和元年度)
		田島 晃 (平成30年度)
	小中学校校長会代表	福井 信也 (令和元年度)
河邊 睦 (平成30年度)		
地域団体又は公共的団体を 代表する者	民生・児童委員代表	石原 國彦
	主任児童委員代表	中井 まゆみ
保育所又は幼稚園に在籍す る児童の保護者	幼稚園保護者代表	岩田 直子
	保育園保護者代表	太田 啓吾
市内に居住し、通勤し、又は 通学する者	市内居住者代表(公募)	船戸 早香
		永田 久枝
関係行政機関の職員	衣浦東部保健所長	丸山 晋二
	刈谷児童相談センター長	山村 孝幸 (令和元年度)
		塚本 有子 (平成30年度)
市の職員	副市長	清水 雅美
	教育長	宇野 成佳
その他市長が必要と認める者	労働者代表	大森 尚
	一般事業主代表	朝倉 信哉

2段書きの下段は役職交代による前任者

3 策定経過 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

年月日		内容
平成 30 年 度	平成 30 年 7 月 6 日 (金)	平成 30 年度第 1 回知立市子ども・子育て会議 ・知立市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の報告 ・平成 30 年度重点事業の報告 ・「第 2 期知立市子ども・子育て支援事業計画」の策定について
	平成 30 年 9 月 3 日 (月)	平成 30 年度第 2 回知立市子ども・子育て会議 ・「知立市の子ども・子育てに関するアンケート調査」調査項目の検討
	平成 30 年 11 月 9 日 (金) ～11 月 25 日 (日)	知立市の子ども・子育てに関するアンケート調査 (就学前児童・小学生・中高生調査) の実施
	平成 31 年 2 月 14 日 (木)	平成 30 年度第 3 回知立市子ども・子育て会議 ・「知立市の子ども・子育てに関するアンケート調査」の結果報告 ・現行計画の事業評価、新規事業の報告 (庁内ヒアリング結果の報告) ・「第 2 期知立市子ども・子育て支援事業計画」骨子案・施策体系の検討
令和 元 年 度	令和元年 5 月 30 日 (木)	令和元年度第 1 回知立市子ども・子育て会議 ・「第 2 期知立市子ども・子育て支援事業計画」素案の検討
	令和元年 8 月 7 日 (水)	令和元年度第 2 回知立市子ども・子育て会議 ・知立市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の報告 (平成 30 年度の実績と令和元年度の実施予定) ・「第 2 期知立市子ども・子育て支援事業計画」素案の検討 ・「第 2 期知立市子ども・子育て支援事業計画」ニーズ量の検討
	令和元年 10 月 30 日 (水)	令和元年度第 3 回知立市子ども・子育て会議 ・「第 2 期知立市子ども・子育て支援事業計画」素案の検討 ・「第 2 期知立市子ども・子育て支援事業計画」ニーズ量の検討
	令和元年 12 月 16 日 (金) ～令和 2 年 1 月 6 日 (月)	パブリックコメントの実施

4 アンケート結果の概要 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

(1) 調査概要

①調査地域

種類	調査地域
就学前児童調査	本市全域
小学生児童調査	
中高生調査	

②調査対象者

種類	調査対象者	
就学前児童調査	本市在住の就学前のお子さんをお持ちの世帯・保護者	
小学生児童調査	本市在住の小学生のお子さんをお持ちの世帯・保護者	
中高生調査	中学生	本市在住の中学生のお子さんをお持ちの世帯・保護者
	高校生	本市在住の 15～18 歳のお子さんをお持ちの世帯・保護者

③抽出方法

種類	抽出方法	
就学前児童調査	無作為抽出	
小学生児童調査	悉皆	
中高生調査	中学生	悉皆
	高校生	無作為抽出

④調査期間

種類	調査期間
就学前児童調査	2018 年（平成 30 年）11 月 9 日（金）～11 月 25 日（日）
小学生児童調査	
中高生調査	

⑤調査方法

種類	調査方法	
就学前児童調査	郵送配布・郵送回収	
小学生児童調査	小学校を通じて直接配布・直接回収	
中高生調査	中学生	中学校を通じて直接配布・直接回収
	高校生	郵送配布・郵送回収

⑥回収結果

種類	配布数	回収数	回収率	
就学前児童調査	2,000 件	907 件	45.4%	
小学生児童調査	3,150 件	2,273 件	72.2%	
中高生調査	中学生	1,930 件	1,227 件	63.6%
	高校生	1,000 件	474 件	47.4%

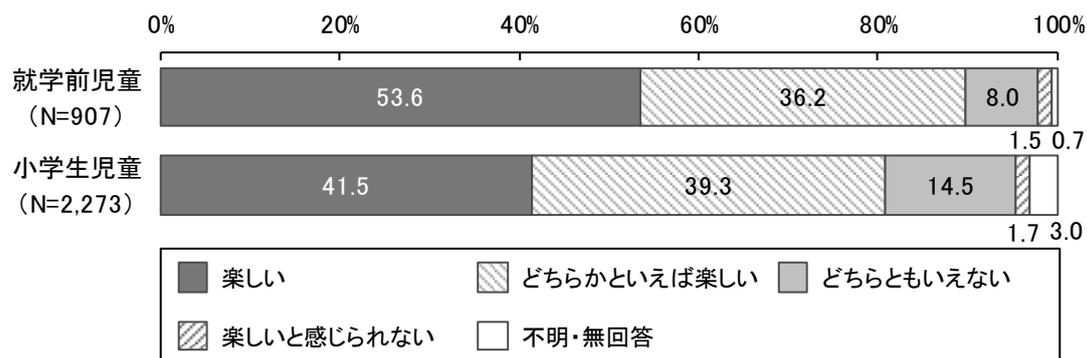
(2) 調査結果

■ 子育てに対する意識

① 子育てを楽しんでいるか〈単数回答〉

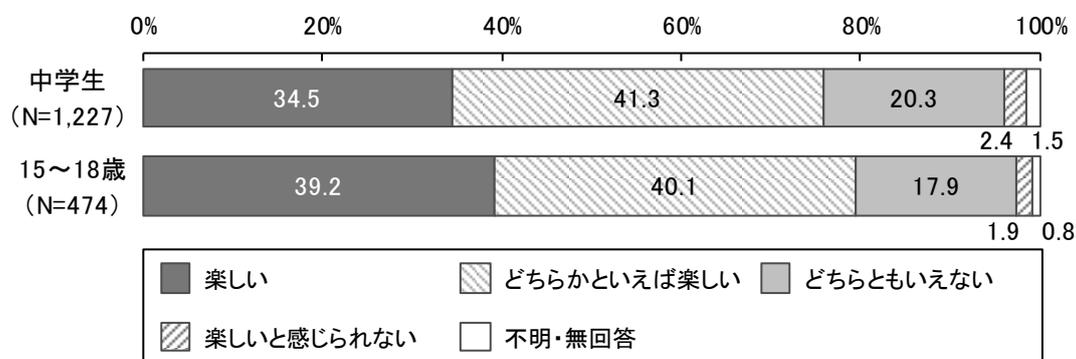
【就学前児童・小学生児童調査】

子育てを楽しんでいるかについてみると、『楽しい』（「楽しい」＋「どちらかといえば楽しい」）が就学前児童で89.8%、小学生児童で80.8%となっています。



【中高生調査】

子育てを楽しんでいるかについてみると、『楽しい』が中学生で75.8%、15～18歳で79.3%となっています。

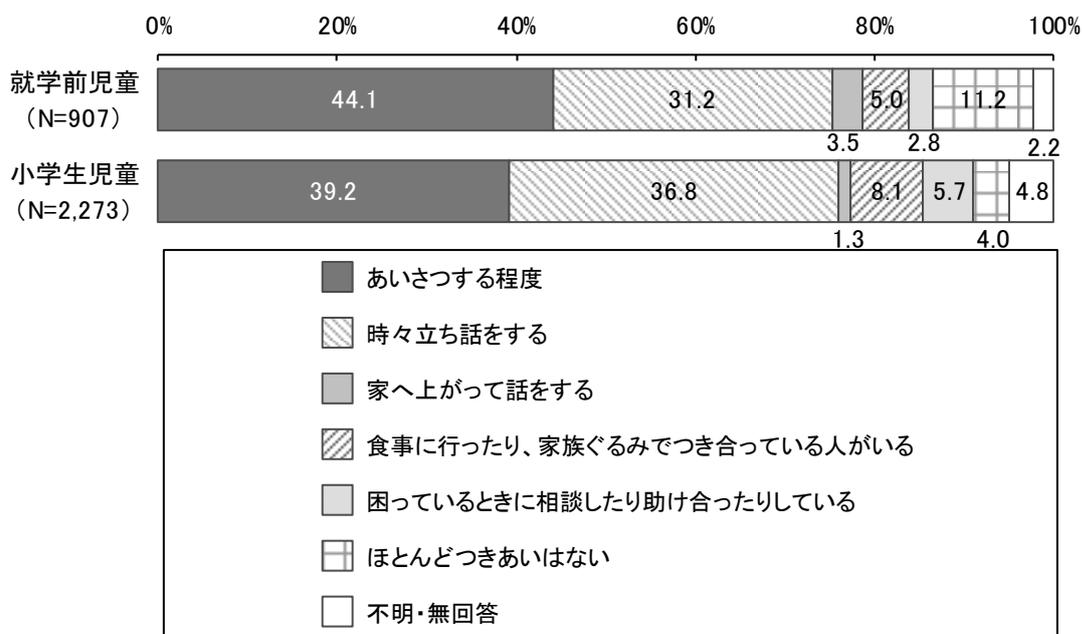


■ 地域とのつながりについて

① 近所や地域の人とのつきあいの程度〈単数回答〉

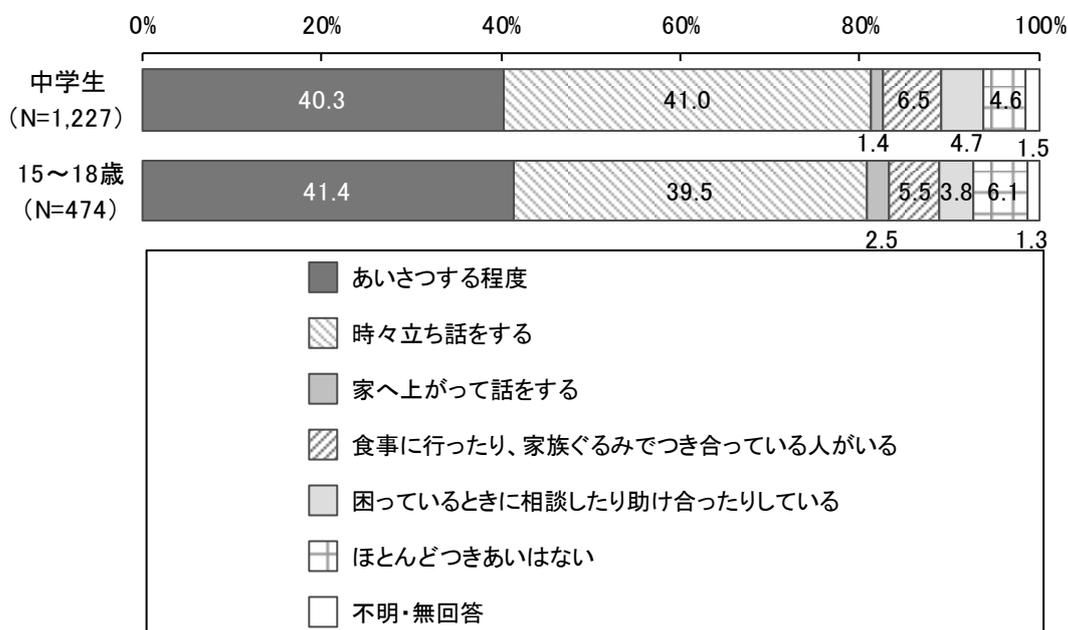
【就学前児童・小学生児童調査】

近所や地域の人とのつきあいの程度についてみると、「あいさつする程度」が就学前児童で44.1%、小学生児童で39.2%とともに最も高くなっています。また、「ほとんどつきあいはない」は、就学前児童で11.2%、小学生児童で4.0%となっています。



【中高生調査】

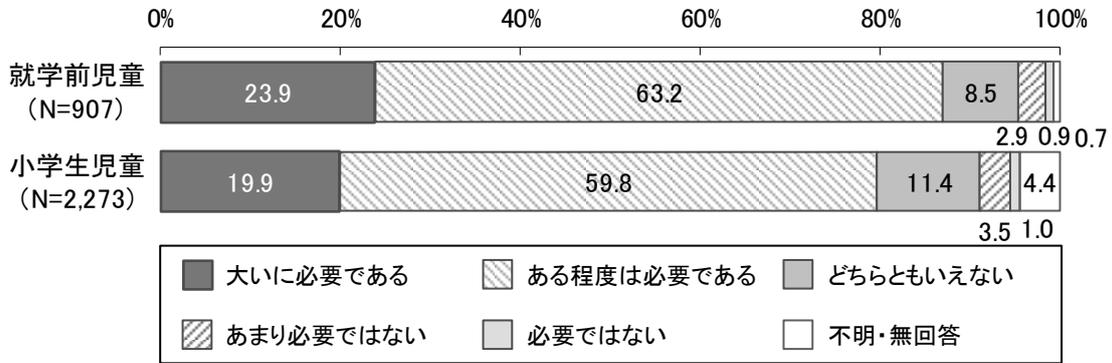
近所や地域の人とのつきあいの程度についてみると、中学生では「時々立ち話をする」が41.0%と最も高く、次いで「あいさつする程度」が40.3%となっています。15～18歳では、「あいさつする程度」が41.4%と最も高く、次いで「時々立ち話をする」が39.5%となっています。



② 子育てする上での地域のつながり（ネットワークや団体）の必要性〈単数回答〉

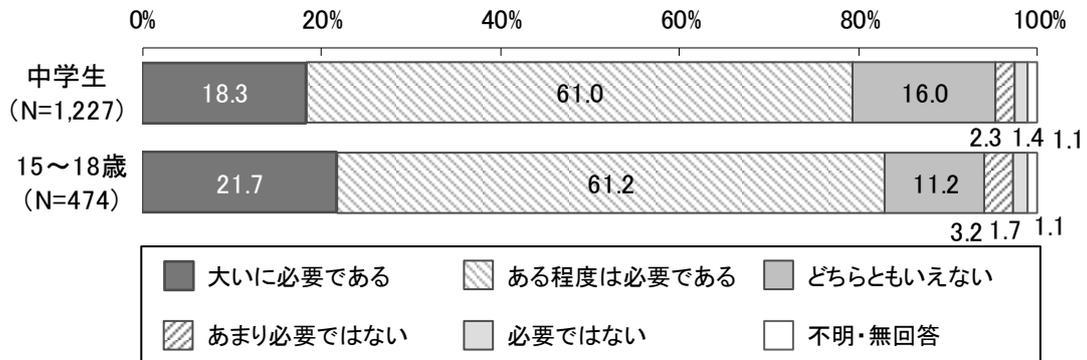
【就学前児童・小学生児童調査】

地域のつながりの必要性についてみると、『必要である』（「大いに必要である」＋「ある程度は必要である」）が就学前児童で87.1%、小学生児童で79.7%となっています。



【中高生調査】

地域のつながりの必要性についてみると、『必要である』が中学生で79.3%、15～18歳で82.9%となっています。

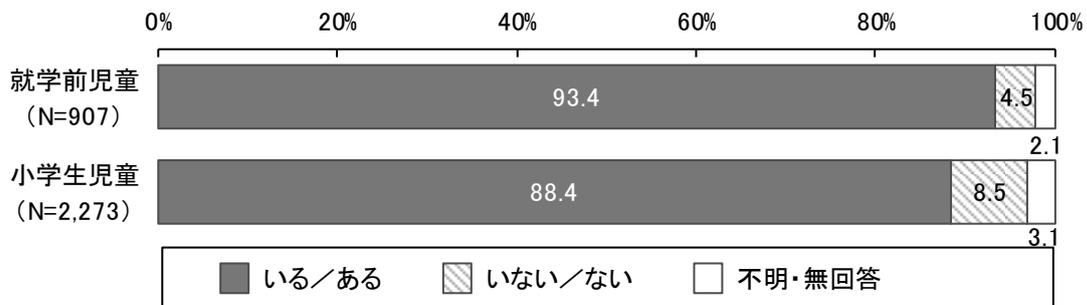


■ 子育ての悩みや相談体制について

① 気軽な相談先の有無〈単数回答〉

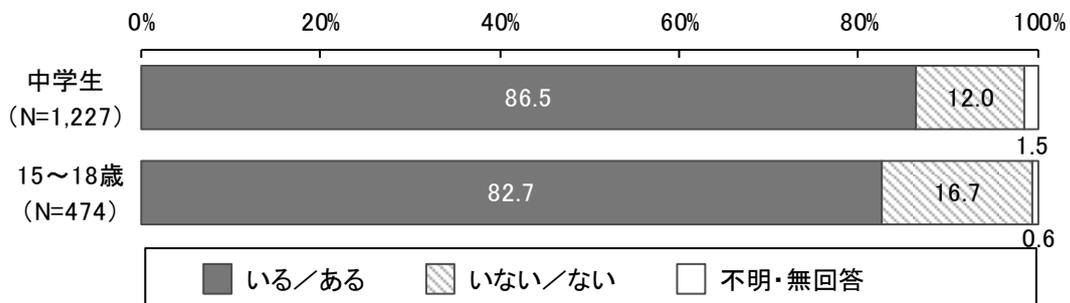
【就学前児童・小学生児童調査】

気軽な相談先の有無についてみると、「いる／ある」が就学前児童で 93.4%、小学生児童で 88.4%となっています。



【中高生調査】

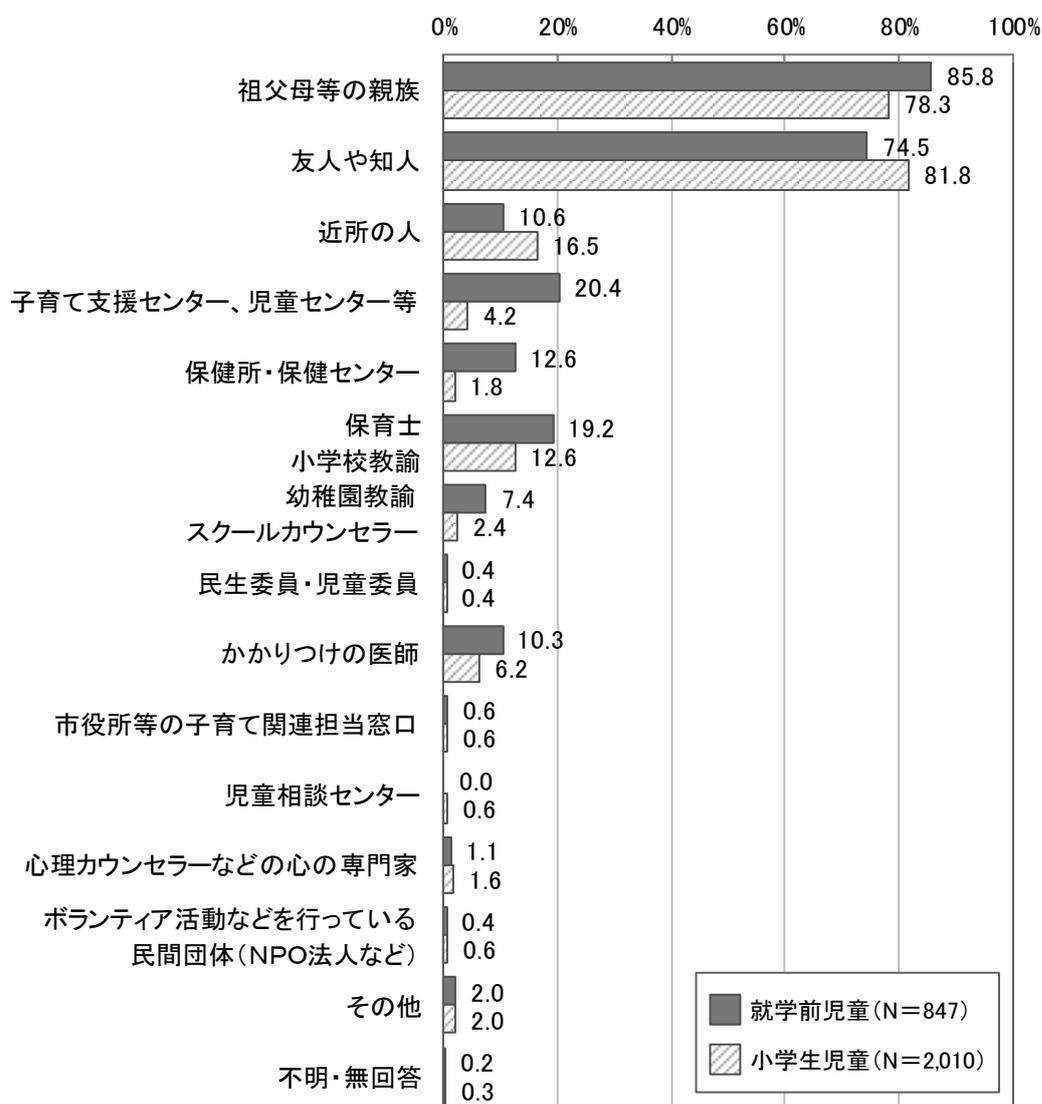
気軽な相談先の有無についてみると、「いる／ある」が中学生で 86.5%、15～18 歳で 82.7%となっています。一方、「いない／ない」は中学生で 12.0%、15～18 歳で 16.7%と、ともに 1 割以上となっています。



①-1 子育てに関する相談先〈複数回答（①で「いる／ある」を選んだ方）〉

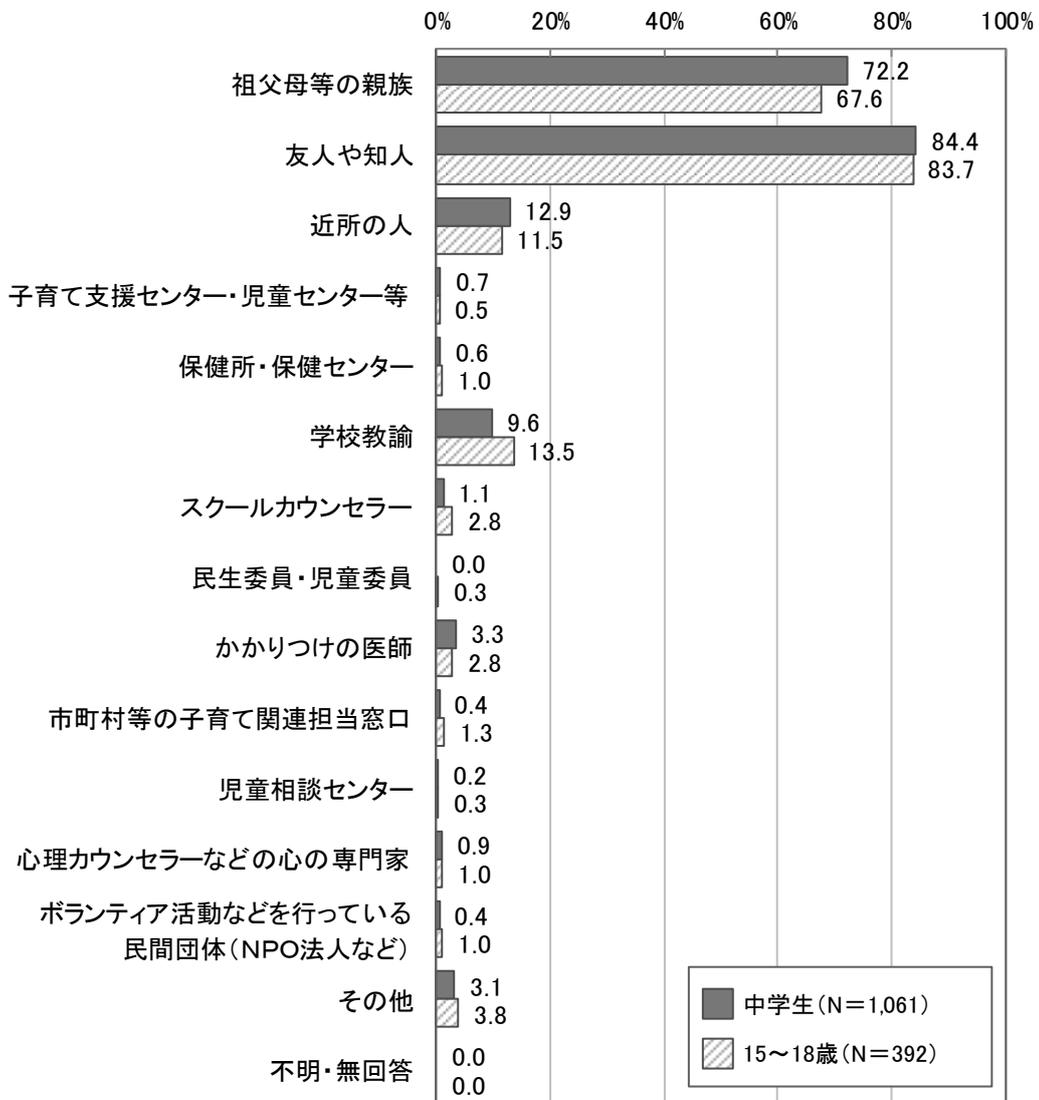
【就学前児童・小学生児童調査】

子育てに関する相談先についてみると、就学前児童では「祖父母等の親族」が85.8%、小学生児童では「友人や知人」が81.8%と最も高くなっています。次いで割合が高いのが、就学前児童では「友人や知人」が74.5%、小学生児童では「祖父母等の親族」が78.3%となっています。



【中高生調査】

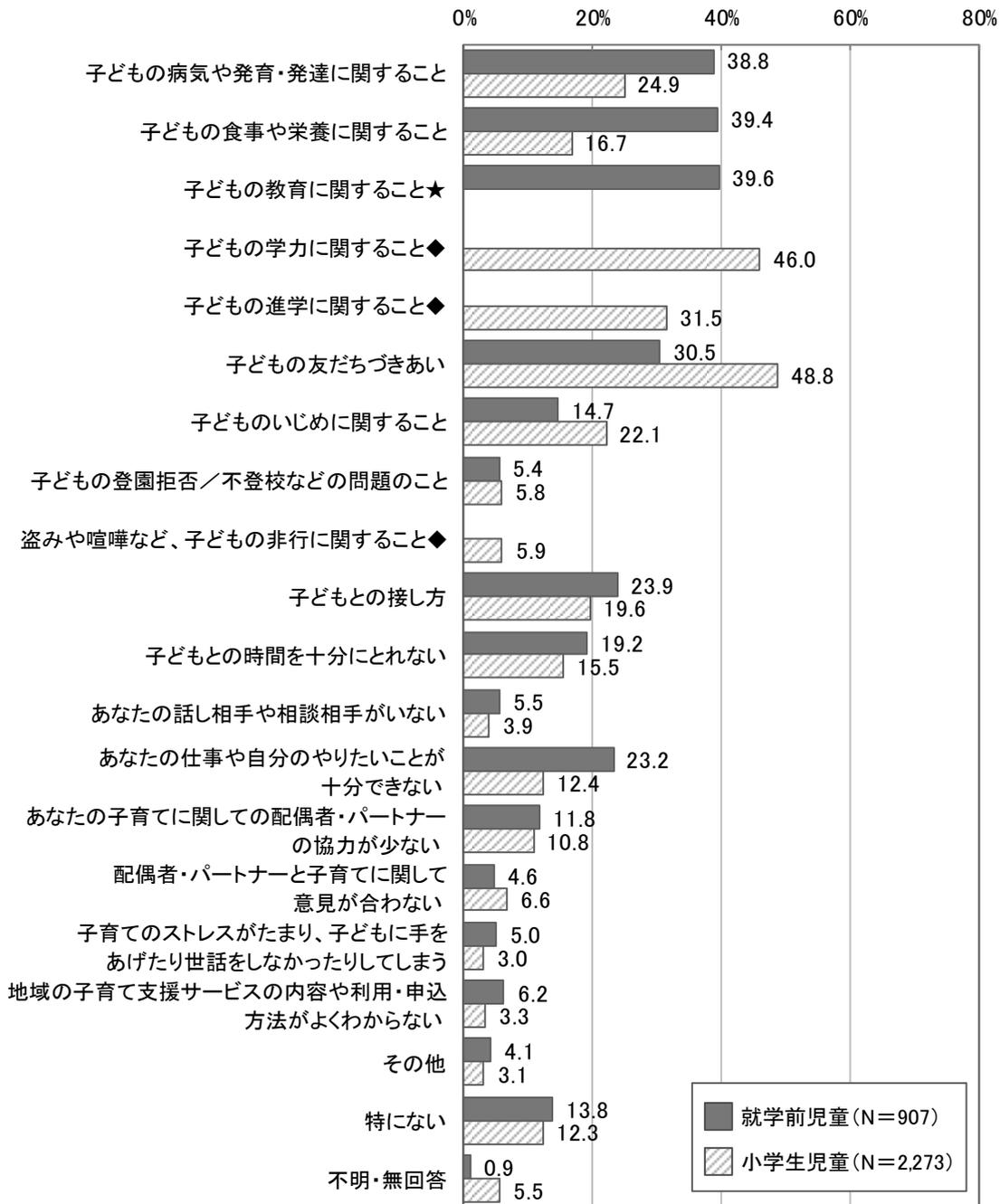
子育てに関する相談先についてみると、「友人や知人」が中学生で84.4%、15～18歳で83.7%とともに最も高く、次いで割合が高いのが「祖父母等の親族」で、中学生で72.2%、15～18歳で67.6%となっています。



② 子育ての悩み〈複数回答〉

【就学前児童・小学生児童調査】

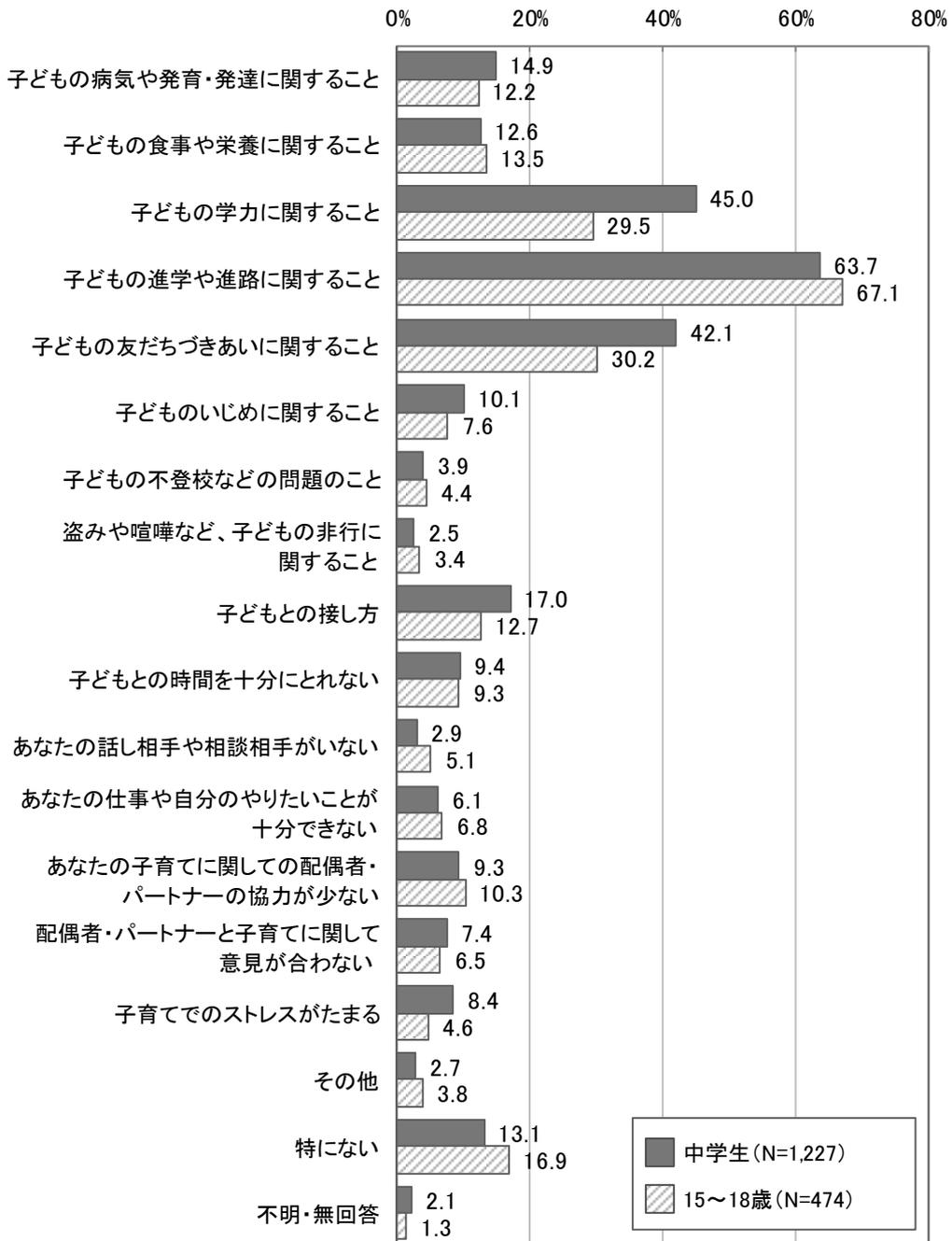
子育ての悩みについてみると、就学前児童では「子どもの教育に関すること」、「子どもの食事や栄養に関すること」が高く、それぞれ 39.6%、39.4%となっています。次いで「子どもの病気や発育・発達に関すること」が 38.8%となっています。小学生児童では「子どもの友だちづきあい」が 48.8%と最も高く、次いで「子どもの学力に関すること」が 46.0%となっています。



注：★は就学前児童のみの選択肢、◆は小学生児童のみの選択肢

【中高生調査】

子育ての悩みについてみると、中学生、15～18歳ともに「子どもの学力に関すること」、「子どもの進学や進路に関すること」、「子どもの友だちづきあいに関すること」が上位3位となっています。最も割合が高いのは中学生、15～18歳ともに「子どもの進学や進路に関すること」で、中学生では63.7%、15～18歳では67.1%となっています。次いで割合が高いのは中学生では「子どもの学力に関すること」で45.0%、15～18歳では「子どもの友だちづきあいに関すること」で30.2%となっています。

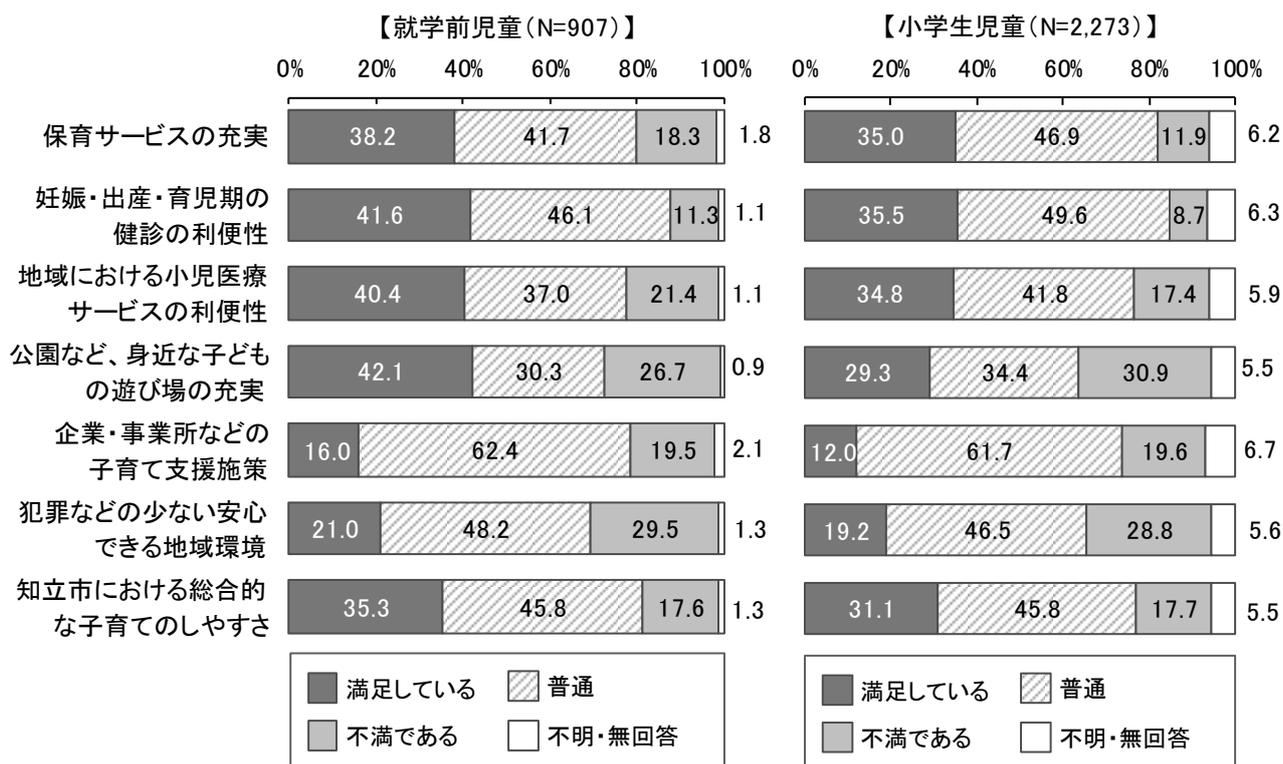


■本市における子育ての環境や支援への満足度

① 子育ての環境や支援への満足度〈単数回答〉

【就学前児童・小学生児童調査】

子育ての環境や支援への満足度についてみると、『満足している』は、就学前児童では「公園など、身近な子どもの遊び場の充実」が42.1%と最も高く、次いで「妊娠・出産・育児期の健診の利便性」が41.6%、「地域における小児医療サービスの利便性」が40.4%となっています。小学生児童では「妊娠・出産・育児期の健診の利便性」が35.5%と最も高く、次いで「保育サービスの充実」が35.0%、「地域における小児医療サービスの利便性」が34.8%となっています。また、『不満である』は、就学前児童では「犯罪などの少ない安心できる地域環境」が29.5%と最も高く、次いで「公園など、身近な子どもの遊び場の充実」が26.7%となっており、「公園など、身近な子どもの遊び場の充実」については、『満足である』が高い一方、『不満である』も高い傾向がられます。小学生児童では「公園など、身近な子どもの遊び場の充実」が30.9%と最も高く、次いで「犯罪などの少ない安心できる地域環境」が28.8%となっています。



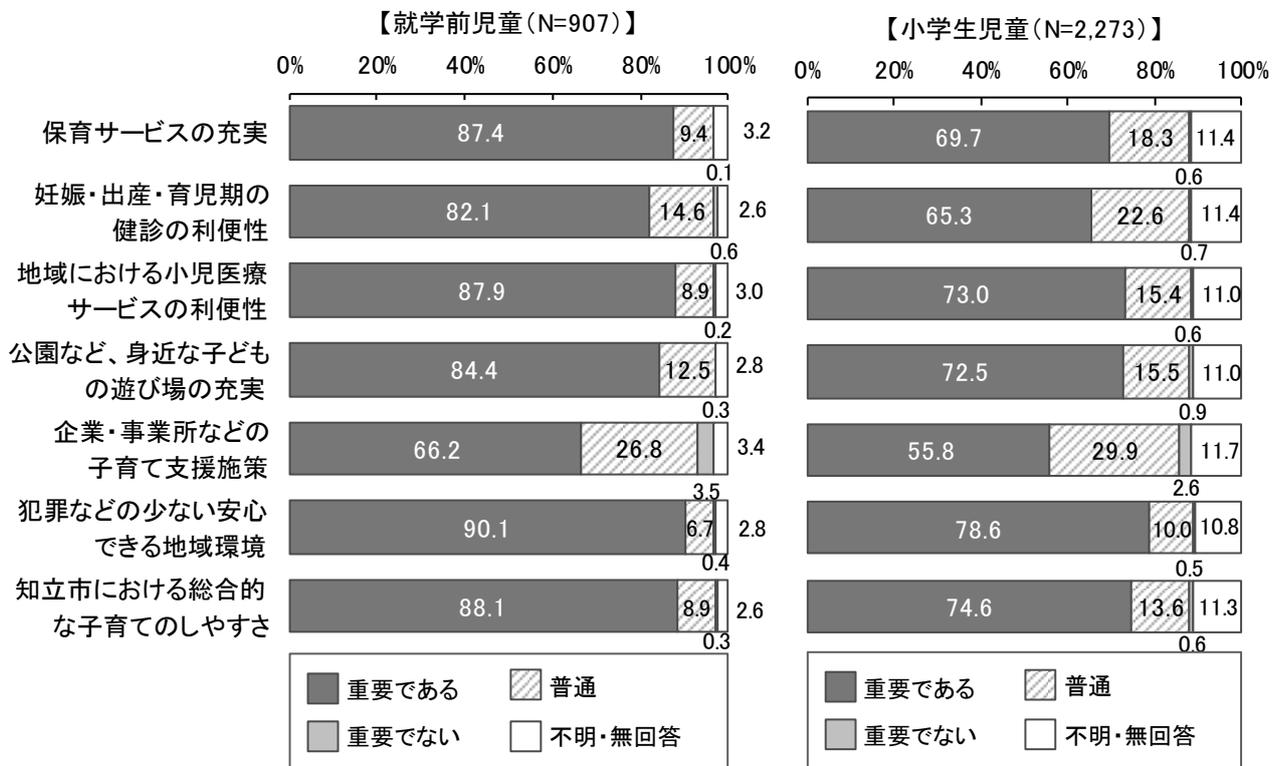
(注)満足している:「満足している」の割合+「まあ満足している」の割合、
 不満である :「不満である」の割合+「やや不満である」の割合

② 子育ての環境や支援への重要度〈単数回答〉

【就学前児童・小学生児童調査】

子育ての環境や支援への重要度についてみると、『重要である』は、就学前児童、小学生とも「犯罪などの少ない安心できる地域環境」が最も高く、就学前児童で90.1%、小学生児童で78.6%となっています。次いで割合が高いのが「知立市における総合的な子育てのしやすさ」で、就学前児童で88.1%、小学生児童で74.6%となっています。

また、就学前児童では「保育サービスの充実」、「妊娠・出産・育児期の健診の利便性」、「地域における小児医療サービスの利便性」、「公園など、身近な子どもの遊び場の充実」の重要度も8割以上と高くなっています。



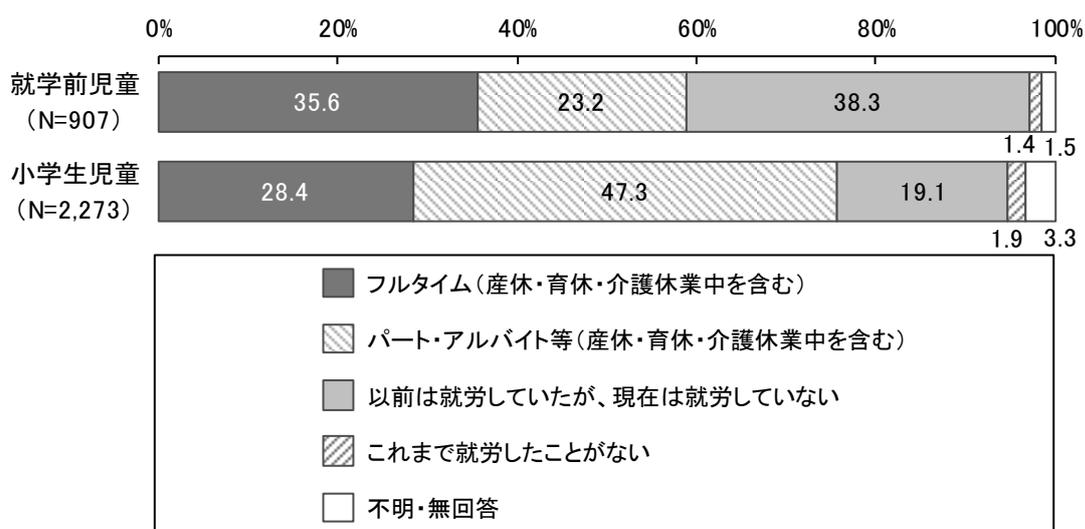
(注)重要である:「重要である」の割合+「どちらかと言えば重要である」の割合、
重要でない :「重要でない」の割合+「どちらかと言えば重要でない」の割合

■母親の就労状況

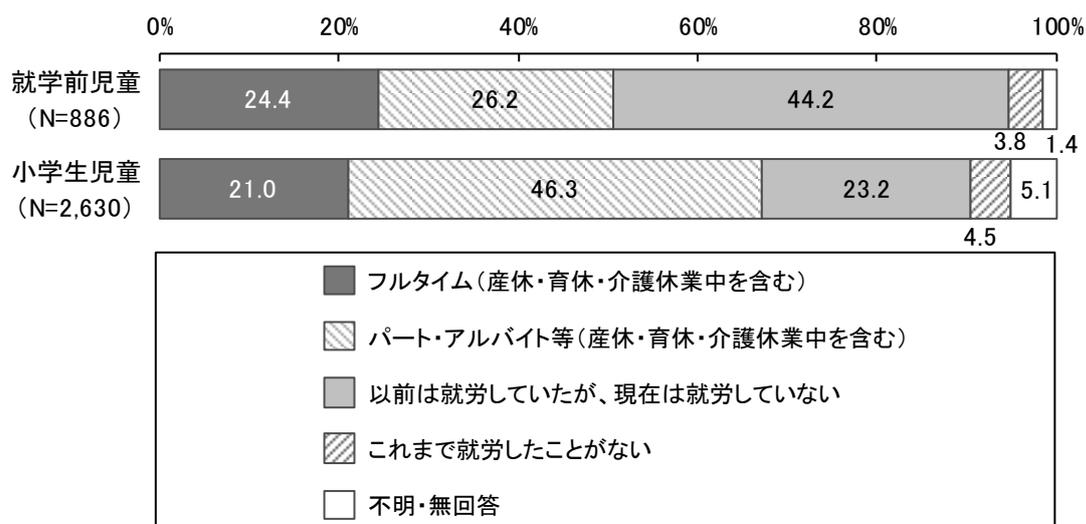
① 母親の就労状況〈単数回答〉

【就学前児童・小学生児童調査】

母親の就労状況についてみると、就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が38.3%と最も高く、次に「フルタイム」が35.6%となっています。小学生では「パート・アルバイト等」が47.3%と最も高くなっています。就労している割合（「フルタイム」＋「パート・アルバイト等」）については、就学前児童で58.8%、小学生児童で75.7%となっています。

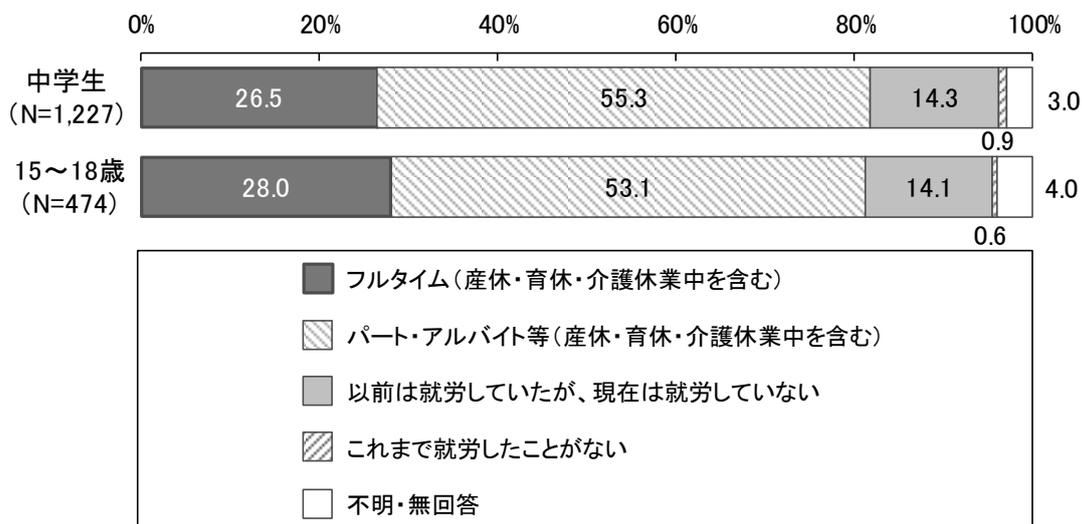


【(参考) 就学前児童・小学生児童前回調査】



【中高生調査】

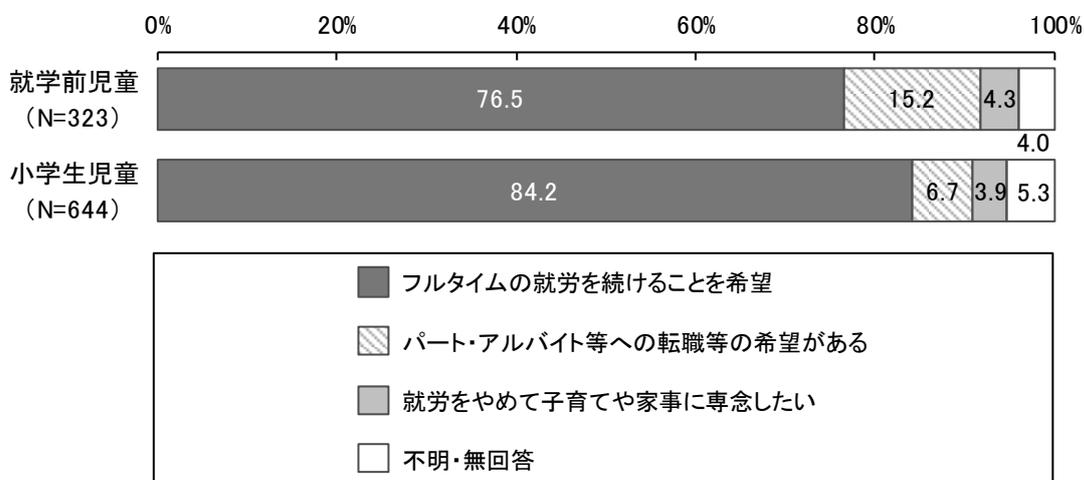
母親の就労状況についてみると、中学生、15～18歳とも、「パート・アルバイト等」が最も高く、中学生で55.3%、15～18歳で53.1%となっています。就労している割合（「フルタイム」＋「パート・アルバイト等」）については、中学生で81.8%、小学生児童で81.1%となっています。



①-1 母親の転職等の希望〈単数回答（①で「フルタイム」を選んだ方）〉

【就学前児童・小学生児童調査】

フルタイムで働いている母親の転職等の希望についてみると、「フルタイムの就労を続けることを希望」が就学前児童で76.5%、小学生児童で84.2%と、ともに最も高くなっています。

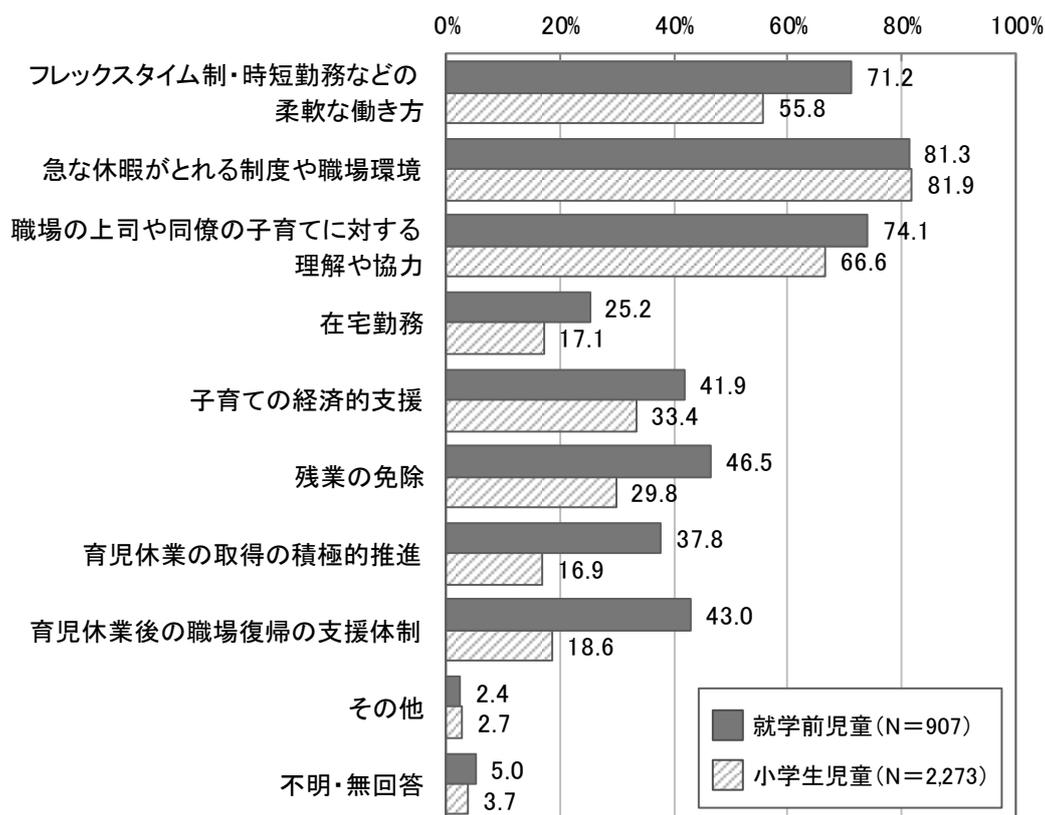


■職場の両立支援制度や育児休業について

① 仕事と子育てを両立する上で職場に期待すること〈複数回答〉

【就学前児童調査】

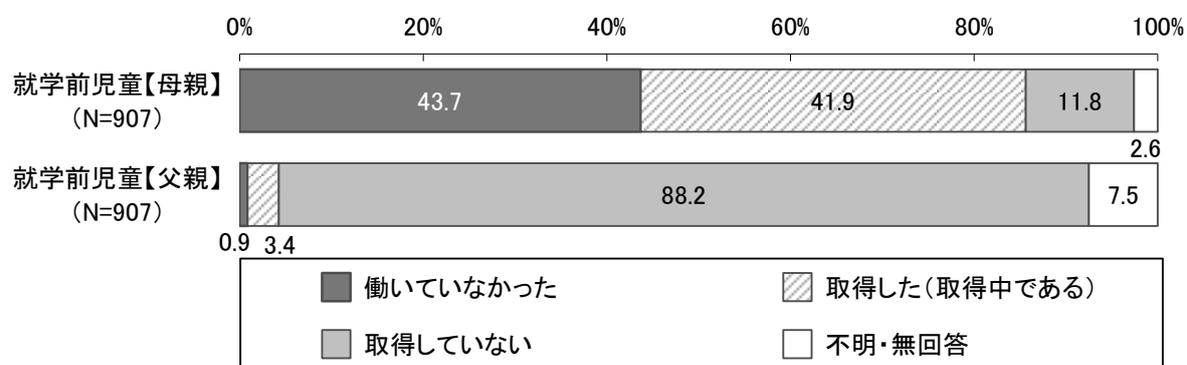
仕事と子育てを両立する上で職場に期待することについてみると「急な休暇がとれる制度や職場環境」が就学前児童で81.3%、小学生児童で81.9%とともに最も高く、次いで割合が高いのが「職場の上司や同僚の子育てに対する理解や協力」で、就学前児童で74.1%、小学生児童で66.6%となっています。



② 子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況〈単数回答〉

【就学前児童調査】

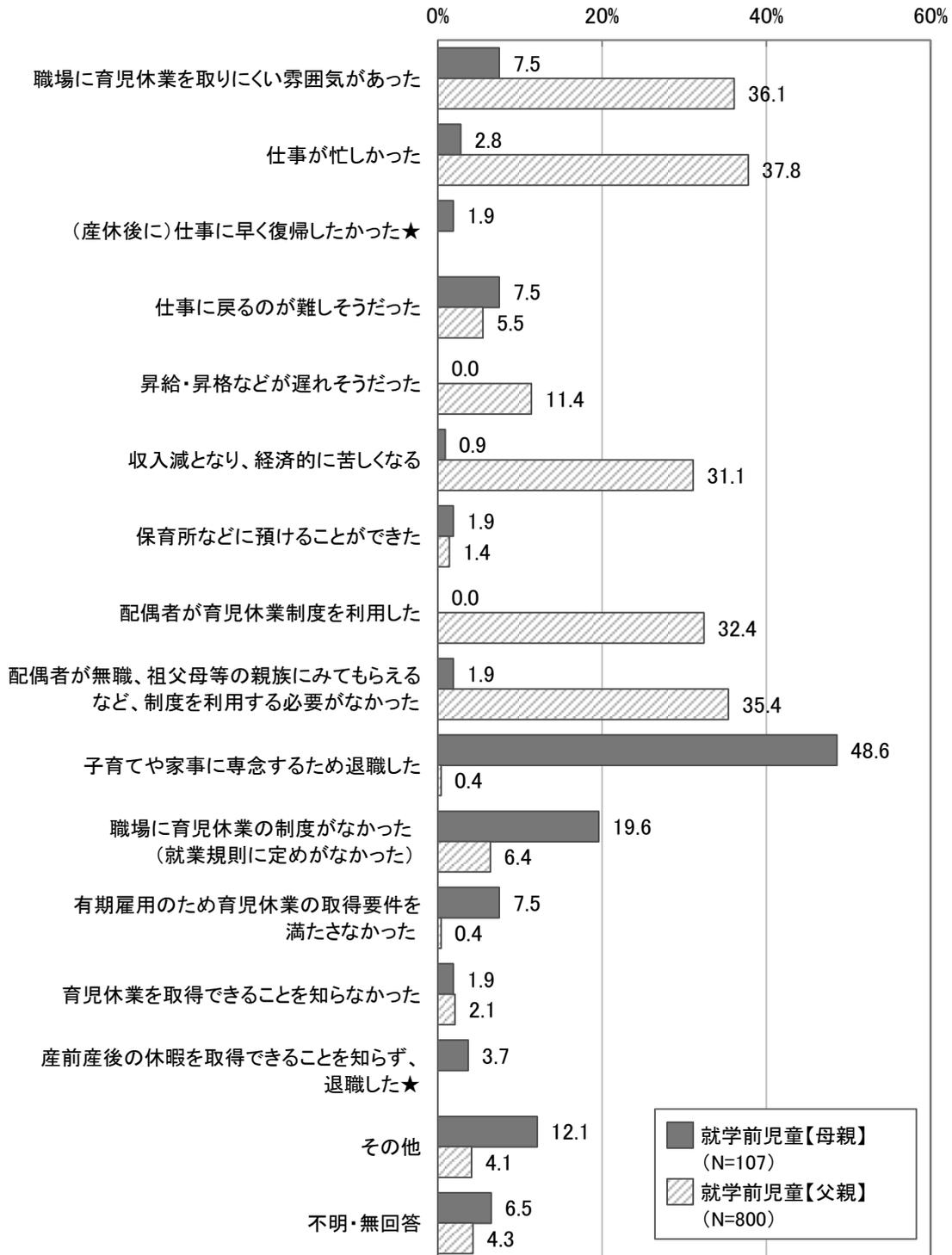
子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況についてみると、母親では「働いていなかった」が43.7%、父親では「取得していない」が88.2%と最も高くなっています。また、「取得した（取得中である）」は母親で41.9%、父親で3.4%となっています。



②-1 育児休業を取得していない理由〈複数回答（②で「取得していない」を選んだ方）〉

【就学前児童調査】

育児休業を取得していない理由については、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が48.6%で最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が19.6%となっています。父親では「仕事が忙しかった」が37.8%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が36.1%となっています。



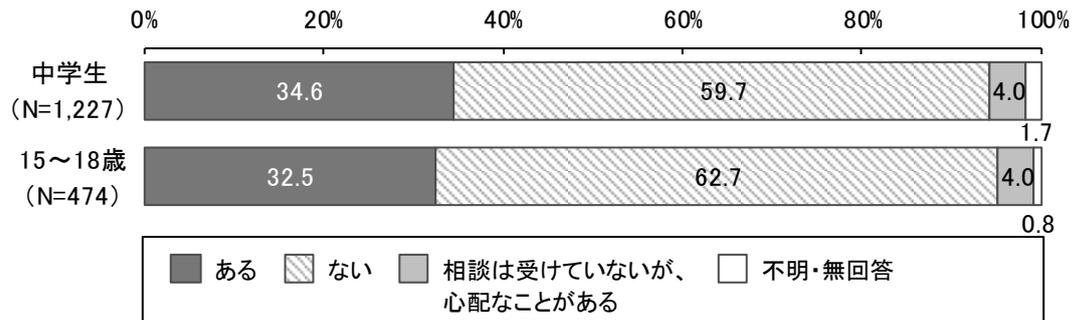
注：★は母親のみの選択肢

■ いじめ等について

- ① 子どもから「いやな思い（中傷、嫌がらせ、いじめ等）」の相談を受けた経験の有無
 〈単数回答〉

【中高生調査】

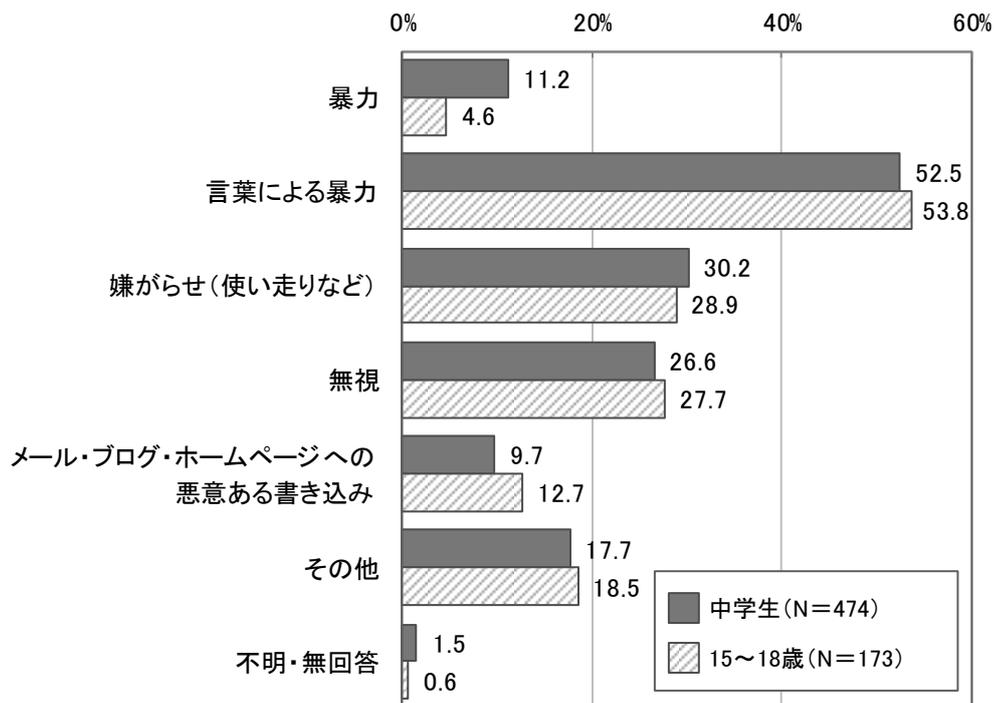
子どもから「いやな思い（中傷、嫌がらせ、いじめ等）」の相談を受けた経験の有無についてみると、「ある」が中学生で34.6%、15～18歳で32.5%となっています。



- ①-1 相談された内容〈複数回答（①で「ある」を選んだ方）〉

【中高生調査】

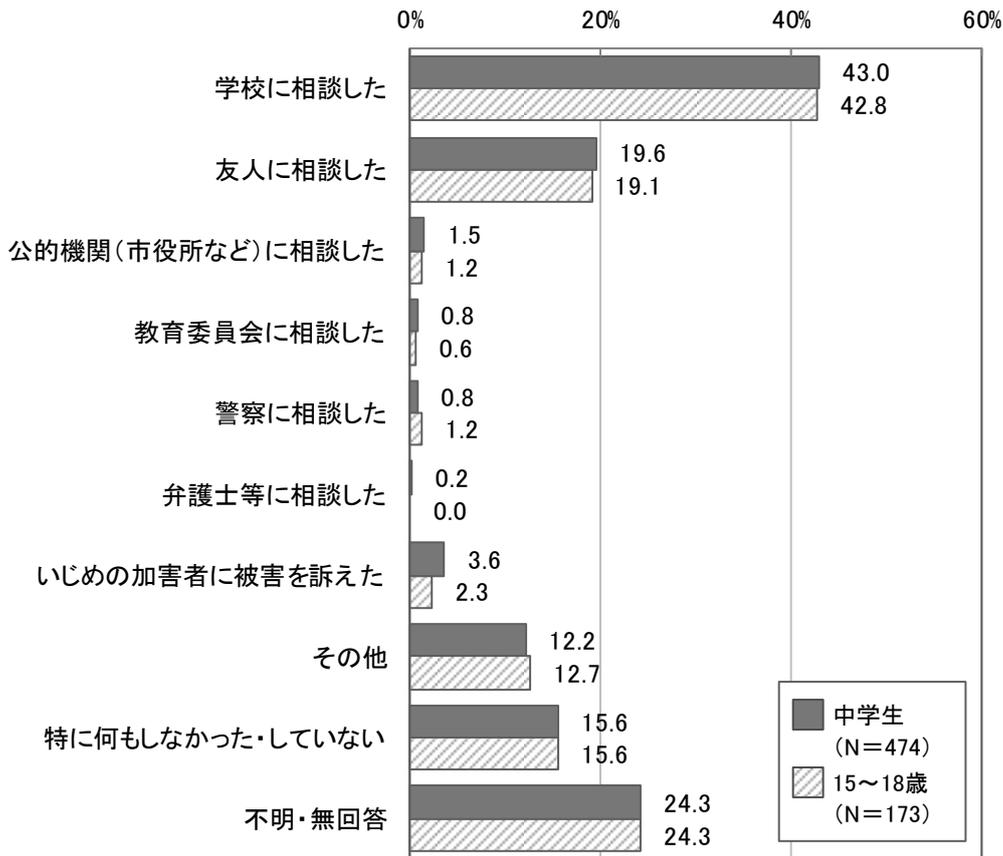
相談された内容についてみると、「言葉による暴力」が中学生で52.5%、15～18歳で53.8%とともに最も高く、次いで割合が高いのが「嫌がらせ（使い走りなど）」で、中学生で30.2%、15～18歳で28.9%となっています。



①-2 相談された後の対応〈複数回答（①で「ある」を選んだ方）〉

【中高生調査】

相談された後の対応についてみると、「学校に相談した」が中学生で 43.0%、15～18 歳で 42.8%とともに最も高く、次いで割合が高いのが「友人に相談した」で、中学生で 19.6%、15～18 歳で 19.1%となっています。一方で「特に何もしなかった・していない」がともに 15.6%で、1割以上となっています。



5 知立市子ども条例 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

○知立市子ども条例

平成24年9月28日条例第25号

改正

平成28年3月25日条例第17号

知立市子ども条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第4条—第8条）

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務（第9条—第13条）

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第14条—第20条）

第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第21条—第24条）

第6章 雑則（第25条）

附則

八橋のかきつばた、知立公園の花しょうぶ、東海道の松並木など多くの名所を有し、歴史と伝統に育まれたまち知立。豊かな文化が息づくこのまちで、子どもたちが健やかに成長し、未来を築いていくことは、市民の大きな願いです。

すべての子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえない存在です。子どもの権利が保障されることは、子どもが健やかに育つための条件であり、安心して暮らせる自由で平和な地域や社会の実現にとっての礎です。

子ども一人ひとりが尊重され、相互に尊重し合えること、子どもが安心・安全に暮らせること、子どもが個性を大切にされ、学び成長できること、子どもの参加が保障され、子どもの視点を取り入れられることは、子どもにとって大切な権利として保障されなければなりません。

私たちは、こうした考えのもと、子どもの権利を保障し、子どもにやさしい、夢を育むことのできるまちづくりを進めることを宣言し、ここに知立市子ども条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもの権利を保障し、地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支えあう仕組みを定めることにより、子どもにやさしい、夢を育むことのできるまちの実現を目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 市内に住んだり、市内で学んだり、活動したり、働いたりする18歳未満の人その他これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人をいいます。
- (2) 保護者 親又は里親その他の親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- (3) 育ち・学ぶ施設 市内にある学校、児童福祉施設その他の子どもが育ち、学ぶために通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をいいます。
- (4) 施設関係者 育ち・学ぶ施設の設置者、管理者、教員及び職員をいいます。
- (5) 地域住民等 市民並びに市内で活動を行う団体及び事業者をいいます。

(基本理念)

第3条 この条例により子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めることは、次の基本理念に基づきます。

- (1) 子どもの幸せや子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えます。
- (2) 子ども自身の意思や力を大切にします。
- (3) 子どもの年齢や発達に配慮します。
- (4) 子どもと大人の信頼関係を基本に、地域全体で取り組みます。

第2章 子どもにとって大切な権利

(権利の尊重)

第4条 この章に定めるそれぞれの子どもの権利は、あらゆる機会において、子どもが、ひとりの人間として育ち、学び、生活していく上で大切な権利として、保障されます。

- 2 子どもは、自分の権利を学び、大切にするとともに、他の人の権利を認め、尊重するよう努めます。
- 3 子どもは、子ども同士や大人との間でお互いの権利を尊重し合うことができる力を身に付けるよう努め、そのために必要な支援を受けることができます。

(自分らしく生きる権利)

第5条 子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。

- (1) ありのままの自分を受け止めてもらえること。
- (2) 自分の気持ちや考えを持ち、表明すること。
- (3) 自分に関係することを、自分で決めること。
- (4) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
- (5) 体を休め、自由な時間を持つこと。
- (6) プライバシーや名誉が守られること。

(安心して生きる権利)

第6条 子どもは、安心して生きるために、次のことが保障されます。

- (1) 生命と心身が守られること。
- (2) 愛情と理解をもって育まれること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい環境のもとで生活すること。
- (4) 平和で安全な環境のもとで生活すること。
- (5) 健康な生活ができ、適切な医療が受けられること。
- (6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
- (7) あらゆる暴力を受けず、放置されないこと。
- (8) あらゆる犯罪から心身ともに守られ、被害からの回復への支援を受けられること。
- (9) 安心できる居場所を持つこと。

(育つ権利)

第7条 子どもは、豊かに育つために、次のことが保障されます。

- (1) 必要な知識や情報が得られること。
- (2) 必要な教育を受けたり、自ら学びたい内容を学んだりする機会が得られること。
- (3) 文化、芸術、スポーツ及び社会体験を通じて豊かな人間性を育む経験が得られること。
- (4) 遊ぶこと。
- (5) 世代、性別、人種、国籍などが異なる様々な人々と触れ合うこと。

(参加する権利)

第8条 子どもは、自分に関係することについて、自ら参加するために、次のことが保障されます。

- (1) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が得られること。
- (2) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
- (3) 意思決定の参加の場で自分の気持ちや考えを表明することができ、尊重されること。
- (4) 仲間をつくり、集まり、主体的な活動を行うことができ、適切な支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(大人の共通の責務)

第9条 大人は、子どもの権利について理解し、その保障のために、第3条に定める基本理念に基づき、子どもに必要な支援を行わなければなりません。

- 2 大人は、子どもが自分の権利について理解し、自分や自分以外の人やものを大切にすることを育み、人や社会との関わりの中で自らの力を発揮できるように支援しなければなりません。
- 3 大人は、大人としての自覚を持ち、お互いの連携を大切にしつつ、子どものよき手本となるよう努めなければなりません。
- 4 大人は、子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。
- 5 大人は、あらゆる暴力、被害及び差別から子どもを守らなければなりません。

6 大人は、子どもの権利について理解し、その保障のために、意識の高揚に努めなければなりません。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、その養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者として、次のことに取り組みなければなりません。

- (1) 子どもの幸せや子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をすること。
- (2) 子どもと向き合い、子どもの気持ちや考えに耳を傾け、十分に対話をすること。
- (3) 子どもが安心して過ごせる環境を確保すること。

(施設関係者の責務)

第11条 施設関係者は、子どもの教育や福祉に携わるものとして、次のことに取り組みなければなりません。

- (1) 子どもが豊かに育つ環境や教育を充実させること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを受け止め、相談に応ずること。
- (3) 虐待、体罰及びいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、解決に向けて努力すること。
- (4) 子どもの権利を理解し、保障するために、研修など職場環境を充実させること。

(地域住民等の責務)

第12条 地域住民等は、子どもとともに生活する地域社会の一員として、次のことに取り組みなければなりません。

- (1) 子どもを地域社会の一員として認め、あたたかく見守ること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを尊重し、地域の行事や活動に参加する機会を設けること。
- (3) 虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めること。

(市の責務)

第13条 市は、保護者、施設関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、子どもの権利を保障するために、必要な施策を実施しなければなりません。

2 市は、保護者、施設関係者及び地域住民等が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行わなければなりません。

3 市は、国や他の公共団体等と協力して、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めなければなりません。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの権利の周知と学習支援)

第14条 市は、この条例と子どもの権利について周知を図るとともに、必要な取組を実施します。

2 市は、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもが自分の権利と他の人の権利を学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう必要な支援を行います。

3 市は、市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう必要な支援を行います。
(子育て家庭への支援)

第15条 市は、子育てをしている家庭に配慮し、保護者が、子育ての喜びを実感し、安心して子育ての責任を果たせるよう必要な支援を行います。

2 市は、子育てをしている家庭に対し、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めます。

3 市は、特別な支援を求める子ども及びその家庭に配慮し、適切な支援を行います。
(子どもの虐待の予防などに関する取組)

第16条 市は、子どもに対する虐待の予防と早期発見に取り組みます。

2 子どもは、自らが虐待を受けたときや虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、市や関係機関に相談することができます。

3 施設関係者及び地域住民等は、子どもに気を配るとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報しなければなりません。

4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行います。

(子どもの安心・安全を保障する取組)

第17条 市は、保護者、施設関係者及び地域住民等と協力し、子どもが有害な環境や犯罪・災害などの被害から守られるよう必要な取組を実施します。

2 市は、子どもが安全で安心に暮らすことができるよう、公共施設などの整備や必要な支援を行います。

(育ちの場と機会の提供の取組)

第18条 市は、子どもが安全で安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めます。

2 市は、地域において、子どもが様々な世代の人々と触れ合い、多様で豊かな経験をすることのできる場や機会の提供に努めます。

(意見表明や参加の促進)

第19条 市は、市政などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加する機会の充実を図ります。

2 市、保護者、施設関係者及び地域住民等は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの気持ちや考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を奨励し、支援するよう努めます。

(子ども会議)

第20条 市は、子どもが意見を表明し、まちづくりに参加する機会として知立市子ども会議を開催します。

第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利擁護委員会の設置)

第21条 市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、知立市子どもの権利擁護委員会（以下「擁護委員会」といいます。）を置きます。

- 2 擁護委員会は、委員5人以内で組織します。
- 3 委員は、人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちから、市長が委嘱します。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能とします。

(擁護委員会の職務)

第22条 擁護委員会は、次のことに取り組みます。

- (1) 子どもの権利侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために、助言や支援をすること。
 - (2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整をすること。
 - (3) 調査や調整の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対して、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。
 - (4) 前号の規定による勧告や要請が速やかに実施されるよう、市に対し必要な取組を実施するよう要請すること。
 - (5) 勧告や要請を受けたものに対して、是正措置や制度などの改善状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。
 - (6) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による調査の結果について、同法第30条第2項に規定する調査を行うこと。
- 2 擁護委員会は、必要と認めるときは、子どもの権利に関係するものに出席を求め、子どもの権利の保障等について意見を聴くことができます。
 - 3 擁護委員会は、必要に応じて市に対し施策を提言することができます。
 - 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も、また同様とします。

(擁護委員会に対する支援や協力)

第23条 市は、擁護委員会の独立性を尊重し、その活動を支援します。

- 2 保護者、施設関係者及び地域住民等は、擁護委員会の職務に協力するよう努めなければなりません。

(勧告や要請への対応)

第24条 市は、擁護委員会から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員会に報告しなければなりません。

2 市以外のものは、擁護委員会から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員会に報告するよう努めなければなりません。

第6章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めます。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、平成25年4月1日から施行します。

附 則 (平成28年3月25日条例第17号)

この条例は、平成28年4月1日から施行します。

第2期 知立市子ども・子育て支援事業計画

発行：知立市役所 福祉子ども部 子ども課

住所：〒472-8666

愛知県知立市広見三丁目1番地

電話：0566-83-1111（代表）

F a x：0566-83-1141

メール：kodomo@city.chiryu.lg.jp

発行年月：令和2年3月